

資料編

1. 中国「産学研」連携関連法

中国における「産学研」連携に関する多数の法律や法規の中で、最も主要な法律は「中国産学研連携促進法」（案）であるといえるが、2011年3月現在、同法を早めに制定すべきだという議論が提起され続けている一方で、いまだ立法化されてない。今後、同法の立法化に向けた動きに留意しつつ、以下においては、その他の主な関連法として、中国科学技術進歩法、中国対外貿易法（抄録）、中国科学技術成果転化促進法、中国技術輸出入管理条例¹を例示しておく。

中国科学技術進歩法

（1993年7月2日に第八次全国人民代表大会・常務委員会第二次会議で採択され、2007年12月29日に第十次全国人民代表大会・常務委員会第三十一次会議にて修正された）

目 録

- 第一章 総 則
- 第二章 科学研究と技術開発、科学技術の応用
- 第三章 企業の技術進歩
- 第四章 科学技術の研究開発機関
- 第五章 科学技術者
- 第六章 保障措置
- 第七章 法的責任
- 第八章 付 則

第一章 総則

第1条 科学技術の進歩を促進し、第一の生産力としての科学技術の役割を発揮させ、科学技術における成果が現実の生産力に転換することを促進するとともに、科学技術が経済建設に貢献するように推進するため、憲法に基づき本法を制定する。

第2条 国は、科学的発展観を堅持し、科学技術による国家建設戦略を実施する。また、独自革新と重点突破、支持・発展、未来の誘導を科学技術に関する業務上の指導方針に取り入れ、国の核心体系を構築し、革新型国家を建設する。

¹ 中国科学技術進歩法、中国対外貿易法（抄録）、中国科学技術成果転化促進法、中国技術輸出入管理条例は JETRO 公式サイトに掲載される法令・法規の仮訳を基にしながら、本調査報告書の用語法に沿って、必要に応じて若干の修正を加えたものである。

第3条 国は、科学技術に関する研究と開発の自由を保障し、科学の探求と技術の革新を奨励するとともに、科学技術者の合法的な権利を保護する。

全社会は労働を尊重し、知識と人才、創造を尊重する。

学校及びその他の教育機関は、理論と実践の結合を堅持し、教育を受けた者の独立的な思考能力と実践能力、革新能力を育て、真理を追究し、革新を重視するとともに、事実に基づいて真実を求める科学精神を育むよう重要視する。

第4条 経済建設と社会発展は科学技術に依拠するものであり、科学技術の進歩は経済建設と社会発展に奉仕しなければならない。

国は、科学技術の研究と開発を奨励し、科学技術の応用を通じ、従来型産業の改造、ハイテクノロジー産業と社会事業の発展を推進する。

第5条 国は、科学技術の普及事業を発展させ、科学技術の知識を普及させるとともに、公民全体の科学文化素質を向上させる。

国は機関と企業事業組織、社会団体、公民が科学技術の進歩活動に参加し、支持することを奨励する。

第6条 国は、科学技術の研究開発と高等教育、産業発展による結合、ならびに自然科学と人文社会科学の交差と融合、相互促進を奨励する。

国は地域と業種、分野の境界を越えた科学技術の融合を強化し、民族地区や僻地、貧困地域における科学技術の進歩を支援する。

国は軍事用科学技術計画と民間用科学技術計画の接合と協調を強化し、科学技術に関する資源と技術開発の需要が軍事部門と民間部門の間で相互に交わり、双方向の技術移転が行われるよう促進し、軍・民両用技術を発展させる。

第7条 国は、知的財産権戦略を制定し、これを実施するとともに、知的財産権制度の確立と改善を進め、知的財産権を尊重する社会環境を構築する。また、法に基づき知的財産権を保護し、独自革新を奨励する。

企業事業組織と科学技術に関連の人員は知的財産権に対する意識を強め、独自革新能力を高めるとともに、知的財産権に対する運用・保護・管理能力を強化しなければならない。

第8条 国は、独自革新に有利な科学技術評価制度を確立し、これを整備する。

科学技術評価制度は各科学技術活動の特徴に応じ、公平と公正、公開を原則とし、分類評価を実施する。

第9条 国は、財政資金の投入を強化し、産業、税収、金融、政府調達等に関する政策を制定するとともに、社会的資金の投入を奨励・誘導することで、全社会における科学技術の研究開発経費が安定的に増加するよう促進する。

第10条 国務院は全国における科学技術進歩業務を指導し、科学技術の発展計画を制定するとともに、

科学技術に関する国の重要事項、科学技術と密接な関係のある重要事項を決定する。また、科学技術の進歩と経済建設、社会発展が相互に協調するよう保障する。

地方の各級人民政府は有効な措置を講じ、科学技術の進歩を推進する。

第11条 国務院の科学技術行政部門は、全国における科学技術進歩業務のマクロ管理を行い、全体的な協調を図る。国務院とその他の関連部門は各自の職責範囲内において、関連の科学技術進歩業務を遂行する。

県級以上の地方人民政府の科学技術行政部門は、各行政地域における科学技術進歩業務を遂行し、県級以上の地方人民政府とその他の関連部門は各自の職責範囲内において、関連の科学技術進歩業務を遂行する。

第12条 国は、科学技術進歩業務の協調体制を確立し、科学技術進歩業務における重要な問題を検討する。また、国家科学技術基金と国家科学技術計画プロジェクトの設立を調和させ、両者の接合を図るほか、科学技術資源の配置において、軍事部門と民間部門を調和させる。さらに科学技術研究開発機関の統合、科学技術の研究開発と高等教育、産業発展の結合などを含む重要事項の協調を図る。

第13条 国は、科学技術に関する政策決定規則と手順を整備するとともに、規範的な諮問・政策決定体制を確立し、政策決定の科学化と民主化を推進する。

また、科学技術発展計画と重要政策の制定を行い、科学技術に関する重要事項、ならびに科学技術に密接に関わる重要事項を決定する。科学技術者の意見を十分に聴取し、科学的に政策決定を行う。

第14条 中華人民共和国政府は外国政府や国際組織との間で、科学技術に関して協力と交流を積極的に発展させ、研究開発機関と大学、科学技術者、科学技術に関する社会团体及び企業事業組織が、科学技術の分野で国際的な提携と交流を行うよう奨励する。

第15条 国は、科学技術奨励制度を確立し、科学技術の進歩活動において重要な貢献を行った組織と個人に対して奨励を与える。具体的な方法は国務院が規定する。

国は国内外の組織、または個人が科学技術に関する賞を設立し、科学技術の進歩を促進することを奨励する。

第二章 科学研究と技術開発、科学技術の応用

第16条 国は、自然科学基金を設立し、基礎研究とフロントエンドにおける科学研究を経済的に支援し、科学技術に関わる人材を育成する。

国はテクノロジー型中小企業革新基金を設立し、中小企業の技術革新を経済的に支援する。

国は必要に応じてその他の基金を設立し、科学技術の進歩を目指す活動を経済的に支援する。

第17条 下記の活動に従事する場合、国の関連の規定により税収面で優遇を受けることができる。

- (1) 技術開発、技術供与、技術コンサルティング、技術サービスに従事する。
- (2) 科学研究または技術開発に向け、中国国内では生産できない製品、または性能が必要とする水準に達しない製品を海外から輸入する。
- (3) 国の重要特定科学技術プロジェクト、国家科学技術計画の重要プロジェクトを実施するため、国内で生産できないコア設備、原材料または部品を輸入する。
- (4) 法律や国の関連規定が規定する、その他の科学研究と技術開発、科学技術の応用活動。

第18条 国は、金融機関が知的財産権の抵当業務を展開することを奨励し、金融機関が融資等の面で科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に貢献するよう促進し、指導する。また、保険機関がハイテクノロジー産業の発展における必要に応じて保険商品を開発することを奨励する。

政策金融機関はその業務範囲内において、科学技術の応用とハイテクノロジー産業の発展に対し、優先的に金融サービスを提供するものとする。

第19条 科学技術活動は国の目標実現に貢献し、自由に研究を行うとの原則に基づき、国は、基礎研究やフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究を早期に始動し、これを発展させる。また、基礎研究、フロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究を持続的かつ安定的に発展するよう支持する。

科学技術の研究開発機関や大学機関、企業事業組織、公民は、法に基づいて独自に課題を選択し、基礎研究とフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究に従事する権利を持つ。

第20条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、または科学技術計画プロジェクトによって形成された発明特許権、コンピューター・ソフトウェアの著作権、集積回路設計図の独占権、植物の新品種権は、国の安全や利益、社会公共の重要な利益に関連する場合を除き、プロジェクト実施者が法に基づき、これら権利を取得するものとする。

プロジェクト実施者は法に基づき、前項に規定の知的財産権を行使し、同時に保護措置を講じなければならない。行使と保護の状況についてはプロジェクト管理機関に年度報告を提出する。合理的な期間内に行使しない場合、国は無償でこれらを行行使することができ、第三者に対して有償、または無償で行行使することを許諾することもできる。

プロジェクト実施者が法に基づき取得した本条第一款に規定の知的財産権について、国の安全、国益、社会公共の重要な利益により必要がある場合、国は無償でこれらを行行使することができ、第三者に対して有償、または無償で行行使することを許諾することもできる。

プロジェクト実施者が本条第一款に規定の知的財産権を行行使することで取得する利益の分配は、関連の法律と行政法規の規定に準拠する。法律と行政法規に規定がない場合は約定に準拠する。

第21条 国は、財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、または科学技術計画プロジェクトによって形成された知的財産権は、先に国内で使用することを奨励する。

前款に規定の知的財産権を国外の組織または個人に供与する場合、あるいは国外の組織または個人に独占的な行使を許諾する場合、プロジェクト管理機関から審査と詰可を受けなければなら

ない。法律と行政法規が審査認可機関に対して別途に規定を設けている場合、その規定に従う。

第22条 国は、国の産業政策と技術政策に基づいて国外から先進的な技術と設備を輸入することを奨励する。

財政資金と国有資本を利用し、重要技術と設備を導入する場合、技術の消化と吸収を進め、二次革新を行うものとする。

第23条 国は、農業に関連する科学技術の基礎研究と応用研究を奨励し、支持する。また国は、農業に関連する科学技術の知識を広め、普及させるとともに、農業技術の成果を製品化・産業化させ、農業技術の進歩を促進する。

県級以上の人民政府は、公益性の農業技術に関連する研究開発機関と農業技術普及機関が、農業用の新品種と新技術の研究開発と応用を実施するよう支持し、措置を講じる。

地方の各級人民政府は、農村地域の民間科学技術組織が栽培業、林業、牧畜業、漁業等の発展に科学技術サービスを提供し、農民に向けて科学技術に関する研修を行うよう奨励し、指導する。

第24条 国務院は必要に基づき、国家ハイテク産業開発区の建設を認可することができる。また、特色と優位性を備え、集積効果を発揮できるよう、国家ハイテク産業開発区の建設と発展に対し指導と支援を行うことができる。

第25条 国内の公民、法人、またはその他の組織が独自に革新した製品とサービス、あるいは国が重点的に支援する製品とサービスについて、性能や技術等の指標が政府調達における条件を満たすことができる条件下において、政府は初めて発売されたものを購入するものとし、政府が率先して購入する。

政府が調達する製品が研究と開発を必要とするものである場合、調達者は入札募集の方式により、科学技術研究開発機関や大学機関、または企業を確定させ、研究と開発を実施したうえで購入する。

第26条 国は、科学技術の研究開発に製品及びサービス標準の制定を結合させ、科学技術の研究開発に製品の設計及び製造を結合させるよう促進する。また、科学技術の研究開発機関と大学機関、企業に対し、国の重要技術の革新、製品及びサービス標準の研究と制定、法に基づく採用を共同で進めるよう指導する。

第27条 国は、技術市場を育成し、発展させるとともに、技術評価や技術仲介等の活動に従事する仲介サービス機関の設立を奨励する。また、社会化と専門化、ネットワーク化を実現した技術取引サービス体系の構築を指導し、科学技術の成果の普及と応用を推進する。

技術取引活動は自らの自由に基づくこと、平等であり、相互に利益があること、誠実と信用を原則とする。

第28条 国は、科学技術機密保持制度を実施し、国の安全と利益に関連する科学技術の秘密を保護する。国は、貴重であり、絶滅の危機に瀕した希少な生物種資源、遺伝資源等、科学技術に関連する

資源について出国管理制度を実施する。

第29条 国の安全に危害を及ぼすもの、社会公共の利益に損害をもたらすもの、人体の健康に悪影響を及ぼすもの、倫理道德に反したものについて、国はその科学技術の研究開発活動を禁止する。

第三章 企業の技術進歩

第30条 国は、企業を主体とし、市場を基礎とし、企業と科学技術の研究開発機関、大学機関が連携した技術革新体系を構築する。また、企業の技術革新活動を支援し、企業が技術革新における主体として機能を発揮できるよう指導する。

第31条 産業発展に関連し、県級以上の人民政府とその関連部門が制定した科学技術計画は、産業の発展に対する必要性を体现するものとする。

県級以上の人民政府とその関連部門は科学技術計画プロジェクトを確定し、企業の参入と実施を奨励し、平等な競争を促進する。また、将来における市場応用性が明らかであるプロジェクトについては、企業が科学技術の研究開発機関や大学機関と連携し、共同で実施することを奨励する。

第32条 国が企業に実施を奨励する活動。

- (1) 内部において科学技術の研究開発機関を設立する活動。
- (2) その他の企業、または科学技術研究開発機関、大学機関と連携し、科学技術研究開発機関を設立したり、委託等の方式により科学技術研究開発を実施する活動。
- (3) 科学技術者を育成、招請、使用する活動
- (4) 科学技術の研究開発機関、大学機関、職業学校、または研修機関が協力を通じ、専門技術者と高度技術者を育成し、大学卒業生を企業に招請して就労させる活動。
- (5) 法に基づき、ポストドクター就労センターを設立する活動。
- (6) 結合技術革新と職工技能研修を融合し、科学技術の普及活動を展開したり、一般大衆に向けて科学技術を普及させるため、開放された会館や施設を建設したりする活動。

第33条 国は、企業が研究開発と技術革新に向けた投入を拡大し、自主的に研究開発テーマを選定し、技術革新活動を実施することを奨励する。

国は企業が導入した技術を消化し、吸収し、これを二次革新することを奨励する。

企業が新技術、新製品、新工法を開発するために発生した研究開発費用は、国の関連規定に基づき、一定比率を加算したうえで課税前利益から控除することができる。また、企業が科学技術に使用する研究開発用機器や設備は、減価償却速度を加速処理することができる。

第34条 国は、財政資金を利用して基金を設立し、企業が独自革新と成果の産業化に向けて取得した融資に対し、利息を補助し、担保を提供する。

政策金融機関は、その業務範囲内において、国が奨励する企業の独自革新プロジェクトを重点的に支持する。

第35条 国は、資本市場を整備し、健全な独自革新を促進する体制を確立する。また、条件に合致するハイテクノロジー企業が資本市場を利用して成長することができるよう支持する。

国は、ベンチャー投資促進基金を設立することを奨励し、社会的資金がベンチャー投資企業に流入するよう促進するとともに、企業の創業と発展を支持する。

第36条 下記の企業は国の関連規定により税収上の優遇を受ける。

- (1) ハイテクノロジー製品の研究開発と生産に従事する企業
- (2) 中小規模のハイテクノロジー企業に投資を行うベンチャー投資企業
- (3) 法律と行政法規が規定し、科学技術の進歩と関連するその他の企業

第37条 国は、公共の研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関の建設を支持する。

公共研究開発プラットフォームと科学技術仲介サービス機関は、中小企業の技術革新にサービスを提供しなければならない。

第38条 国は、法に基づき、企業が研究開発により取得した知的財産権を保護する。

企業は常に知的財産権の運用と保護、管理について能力を高め、独自革新能力と市場競争能力を強化するよう努力する。

第39条 国有企業は技術革新に有利な分配制度を確立し、改善するとともに、奨励体制と管理体制を改善していく。

国有企業の責任者は、企業の技術進歩に対して責任を負う。国有企業責任者の業績審査に対しては、企業の革新への投入、革新能力の建設、革新の成果等の状況を審査範囲に組み入れるものとする。

第40条 県級以上の地方人民政府とその関連部門は、公平な競争が行われる市場環境を確立し、企業の技術進歩を促進する。

国務院の関連部門は省・自治区・直轄市の人民政府と協力し、産業や財政、エネルギー、環境保全等の政策の制定を通じ、企業が新技術、新製品、新工法を研究開発し、技術改造と設備更新を進めるよう促進するとともに、技術が立ち遅れた設備や工法を淘汰し、生産技術が立ち遅れた製品の生産を停止するよう促進する。

第四章 科学技術の研究開発機関

第41条 国は、科学技術の研究開発機関に対する配置を統一的に計画するとともに、科学技術の研究開発体系を確立し、整備する。

第42条 公民、法人、またはその他の組織は、法に基づき科学技術の研究開発機関を設立する権利を有する。国外の組織、または個人は、中国国内において、法に基づき科学技術研究開発機関を単独で設立することができ、中国国内の組織、または個人と協力し、法に基づき科学技術研究開発機

関を共同で設立することもできる。

基礎研究、フロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術研究に従事する科学技術研究開発機関は、財政資金を利用して設立することができる。財政資金を利用して科学技術の研究開発機関を設立する場合、その配置を最適化し、設立の重複を防止しなければならない。重複して設立された科学技術研究開発機関は統合する。

科学技術の研究開発機関と大学機関は、法に基づきポストドクター就労センターを設立することができる。科学技術の研究開発機関は、法に基づき国外で支部機関を設立することができる。

第43条 科学技術の研究開発機関は下記の権利を有する。

- (1) 法に基づき、学術活動を組織する権利、または学術活動に参加する権利
- (2) 国の関連規定に基づき、独自確定科学技術の研究開発方向とプロジェクトを独自に決定し、経費の使用、機関の設置、人員の雇用及び合理的な流動等の内部管理事務を独自に決定する権利
- (3) その他の科学技術研究開発機関、大学機関、企業と協力し、科学技術研究開発を共同実施する権利
- (4) 社会からの寄贈と寄付を受ける権利
- (5) 法律と行政法規が規定するその他の権利

第44条 科学技術の研究開発機関は、定款の規定に基づき科学技術の研究開発活動を実施する。科学技術活動において虚偽があったり、詐欺を行ったりしてはならず、迷信を支持する活動に参加してはならない。

財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、科学技術の研究開発活動において、国の目標と社会公共の利益に貢献する。条件を備えている場合、一般大衆に向けて科学技術を普及させるための会館や施設を開放し、科学技術の普及活動を推進する。

第45条 財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、職責が明確で、評価が科学的であり、開放が規則的で、かつ管理が規範的な現代アカデミー制度を確立する。

また、院長または所長責任制を実施し、科学技術委員会諮詢制と従業員代表大会による監督制等の制度を取り入れる。さらに外部専門家の参与と管理、社会による監督を受け入れ、院長または所長の雇用には競争体制を導入する。

第46条 財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関は、科学技術に関わる資源の共有に有利な体制を確立し、科学技術に関わる資源の有効な利用を促進すべきである。

第47条 国は、一般人が科学技術の研究開発機関を自ら設立することを奨励し、その合法的な権利が侵害を受けないよう保障する。

一般人が設立した科学技術の研究開発機関は、国の関連規定に基づき、平等な競争により、財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトに参加し、実施する権利を有する。

一般人が設立した非営利の科学技術研究開発機関は、国の関連規定に基づき、税収上の優遇を受

ける。

第五章 科学技術者

第48条 科学技術者は、社会主義現代化の建設事業における重要な参加者である。国は、各種の措置を講じ、科学技術者の社会地位の向上に努める。また、さまざまな方法を通じ、各分野で専門の科学技術者を養成し、育成するとともに、有利な環境と条件を創出し、科学技術者が十分に力を発揮できるようにする。

第49条 各級人民政府と企業事業組織は、さまざまな措置を講じ、科学技術者の賃金と福利待遇を向上させ、突出した貢献のある科学技術者に対しては優遇を与えなければならない。

第50条 各級人民政府と企業事業組織は、科学技術者が継続的に教育を受ける権利を保障し、科学技術者がその専門技術を発揮できるよう、合理的に流動できる環境と条件を創出する。

第51条 科学技術者は、その学術水準と業務能力に応じ、法に基づいて勤務先機関を選択し、相応の職位を得るために雇用競争に参加することができ、相応の職務または職名を得ることができる。

第52条 科学技術者が条件の厳しい僻地、または過酷で危険な環境において就労する場合、所属先の機関は国の規定に基づき補助金を支給し、その職位、あるいは就労場所に相応した職業上の健康及び衛生保護を提供しなければならない。

第53条 科学技術に関わる青年、少数民族、女性の人員等は、専門技術を要する職務の雇用競争への参加、科学技術評価への参与、科学技術研究開発プロジェクトの実施、継続教育の享受等の面において平等な権利を有する。

科学技術に関わる青年人員の発掘と養成、使用に関わる状況は、科学技術進歩業務に対する重要な評価内容とする。

第54条 国は、国外で就労する科学技術者が帰国し、科学技術の研究開発業務に従事することを奨励する。財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関、大学機関が国外で就労する傑出した科学技術者を帰国させ、これを雇用して科学技術の研究開発業務に従事させる場合、その就労や生活に便宜を提供しなければならない。

外国の傑出した科学技術者が中国において科学技術の研究開発業務に従事する場合、国の関連規定に応じ、法に基づき中国における永久居住権を優先的に取得することができる。

第55条 科学技術者は、科学の精神を高揚させ、学術規範と職業道徳を遵守し、誠実性を保ち、信用を守る。また、科学技術活動において虚偽や詐欺を行ってはならず、迷信活動を支持したり、参加したりしてはならない。

第56条 国は、科学技術者が自由に模索を行い、勇敢にリスクに対峙することを奨励する。一次資料の

記録により、模索性が強く、リスクの高い科学技術研究開発プロジェクトを実施し、勤勉な態度で責任と義務を果たしたものの、それでも当該プロジェクトを完了できなかったと証明される場合、当該科学技術者に対しては寛容を与える。

第57条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの管理機関は、当該プロジェクトに参加した科学技術者に学術信用ファイルを作成し、科学技術者が専門的な専門技術職、または職名に就く状況、科学技術者が科学技術研究開発プロジェクトを申請する状況等における根拠とする。

第58条 科学技術者は、法に基づいて科学技術に関わる社会団体を創設し、参加する権利を有する。

科学技術協会と、科学技術に関わるその他の社会団体は、定款に基づき、学術交流の促進や学科建設の推進、科学技術普及事業の発展、人材の養成、コンサルティングサービスの実施において、科学技術者の自律性の強化、科学技術者の合法的権利の保護等の面において、その役割を果たす。

科学技術協会と、科学技術に関わるその他の社会団体の合法的権利は法的な保護を受ける。

第六章 保障措施

第59条 国は、科学技術の経費投入における全体水準を段階的に高め、国が科学技術の経費に投入する財政資金の増加幅は、国家財政における経常収入の増加幅を超えるものとする。全社会の科学技術研究開発経費が国内総生産に対して適切な比重を占めるようにし、段階的にこれを引き上げる。

第60条 財政上の科学技術資金は主に下記の事項に投入する。

- (1) 科学技術の基礎条件と施設の建設
- (2) 基礎研究
- (3) 経済の建設と社会の発展に対し、基礎的であり、戦略的であり、かつ将来性のあるフロントエンド技術の研究、社会的公益性のある技術の研究、重要なコア共通技術の研究
- (4) 重要なコア共通技術の応用とハイテクノロジー産業化のモデル化
- (5) 農業新品種と新技術の研究開発、農業科学技術の成果の応用と普及
- (6) 科学技術の普及

財政資金を利用して設立された科学技術研究開発機関に対し、国は経費と実験手段等の面で支持を与える。

第61条 審計機関と財政部門は、財政上の科学技術資金の管理状況と使用状況に対し、法に基づき監督と検査を実施する。

いかなる組織または個人も、財政上の科学技術資金について虚偽の報告を行ったり、これを着服、横領、搾取、流用したり、あるいは差し止めたりしてはならない。

第62条 財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクトを確定する場合、マクロ指導と自主的申請、平等な競争、同業評価・審査、優秀者支持を原則とする。財政資金を利用して設立され

た科学技術計画プロジェクトの実施者を確定する場合、国の関連規定により、優秀者を選んで確定する。

財政資金を利用して設立された科学技術基金プロジェクト、科学技術計画プロジェクトの管理機関は、評価と審査に関わる専門家データベースを構築し、科学技術基金プロジェクトと科学技術計画プロジェクトにおける専門家評価・審査制度、ならびに評価・審査に関わる専門家の選出、回避、責任追及制度を整備する。

第63条 国は、全体的に計画し、配置を最適化するという原則を遵守し、国の科学技術研究実験拠点の統合と設置を行う。

国は総合的な科学技術実験サービス機関を設立し、科学技術の研究開発機関、大学機関、企業、科学技術者に対し、科学技術実験サービスを提供すること、ならびに第三者に委託して当該サービスを提供することを奨励する。

第64条 国は、科学技術における進歩の必要性に応じ、全体的計画、共有性の突出、配置の最適化、総合的集積、政府主導、参与者多様化の原則を遵守し、大型科学機器及び設備の購入計画を策定するとともに、財政資金を主要な資金として購入する大型科学機器及び設備に対する合同評定業務を行う。

第65条 国務院の科学技術行政部門は、国務院の関連主管部門と共同で、科学技術研究拠点、科学機器・設備、科学技術文献、科学技術データ、科学技術自然資源、科学技術普及資源等、科学技術資源に関連する情報システムを構築する。また、科学技術資源の分布状況と使用状況を随時公表する。

科学技術資源の管理機関は、管理する科学技術資源の共有使用制度と使用状況を公表し、使用制度に基づき、その使用を手配する。但し、法律と行政法規が機密の保持を規定する場合、その規定を遵守する。

科学技術資源の管理機関は科学技術資源の使用者の知的財産権を侵害してはならず、国の関連規定に基づき費用徴収標準を確定する。管理機関と使用者の間におけるその他の権利・義務関係は双方が約定する。

第66条 国は、国内外の組織、または個人が財産を寄贈し、科学技術基金を設立するとともに、科学技術の研究開発と科学技術の普及を経済的に支援することを奨励する。

第七章 法的責任

第67条 本法の規定に違反し、科学技術の進歩に用いる財政資金について虚偽の報告を行ったり、これを着服、横領、搾取、流用したり、あるいは差し止めたりした場合、財政違法行為の処罰と処分に関連する規定に基づいて是正を命じ、関連する財政資金と違法所得を押収するとともに、法に基づき行政処罰を行う。直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第68条 財政資金と国有資本を利用し、大型科学機器及び設備を購入後、本法の規定に違反し、大型科

学機器及び設備等の科学技術資源に関連する共有使用義務を履行しない場合、関連する主管部門は是正を命じる。直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第69条 本法の規定に違反し、職権を濫用したり、科学技術の研究開発活動を制限あるいは抑圧したりした場合、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第70条 本法の規定に違反し、第三者の科学技術成果を剽窃または盗用したり、あるいは科学技術活動において虚偽があったり、詐欺を行ったりした場合、科学技術者が所属する機関、または当該機関の主管機関が是正を命じる。同時に、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。科学技術の進歩に用いる財政資金、または違法所得を取得した場合、関連の主管部門は当該財政資金と違法所得を押収する。状況が深刻である場合、所属機関または所属機関の主管機関がその違法行為を公表し、一定期間内において国家科学技術基金プロジェクトと国家科学技術計画プロジェクトを申請することを禁止する。

第71条 本法の規定に違反し、国家科学技術の奨励を騙し取った場合、主管部門が法に基づき奨励を取り消し、奨励金を押収するとともに、法に基づき処分を行う。

本法の規定に違反し、推薦した機関または個人が虚偽のデータや資料を提供することで、第三者が国家科学技術の奨励を騙し取ることを幫助した場合、主管部門は通報による批判を行う。状況が深刻である場合はその推薦資格を一時的に停止するか、または取り消すとともに、法に基づき処分を行う。

第72条 本法の規定に違反し、科学技術の行政等に関連する部門及びその職員が職権を濫用したり、職務を怠慢するほか、個人的利益のために不正を働いたりした場合、直接的に責任を負う主管人員と、その他の直接的責任者に対しては、法に基づき処分を行う。

第73条 本法の規定、その他の法律と法規が行政処罰を規定する場合は当該規定に準拠する。経済的損失、またはその他の損害をもたらした場合、法に基づき民事責任を負う。
犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第八章 付 則

第74条 国防科学技術に関わるその他の関連事項は、国务院と中央軍事委員会が規定する。

第75条 本法は2008年7月1日より施行する。

中国対外貿易法（抄録）

（1994年5月12日第8期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において可決

2004年4月6日第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議において改訂される）

第三章 貨物の輸出入及び技術の輸出入

第14条 国は、貨物及び技術を自由に輸出入することを許可する。ただし、法律、行政法規に別に規定のある場合は除外される。

第15条 国務院対外貿易主管部門は、輸出入状況監視の必要により、自由に輸出入する一部の貨物に対し、輸出入自動許可を与え、そのリストを公表することができる。

自動許可を取る輸出入貨物につき、荷受人や荷送人が税関の通関手続きを行う前に自動許可を申請する場合、国務院対外貿易主管部門又はその他の委託を受けた機関は許可することができ、自動許可の手続きを行っていない場合、税関は通関を許可しない。

輸出入が自由輸出入の技術に属する場合、国務院対外貿易主管部門又はその他の委託を受けた機関は契約の届け出記録を行う。

第16条 次の状況にひとつでも該当する貨物、技術につき、国はその輸入又は輸出を制限或いは禁止することができる。

- （1）国家安全、社会公共利益或いは公共モラルのために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。
- （2）人の健康又は安全を保護する、動物、植物の生命又は健全な育成を保護する、或いは環境を保全するために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。
- （3）金又は銀の輸出入に関連する措置を実施するために、輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。
- （4）国内において供給が不足、或いは枯渇するおそれのある国内資源を効果的に保護するために輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。
- （5）輸出先の国家又は地域の市場規模が限られ、輸出を制限する必要がある場合。
- （6）輸出業務秩序が著しく混乱して、輸出を制限する必要がある場合。
- （7）国内の特定産業を育成し、或いは早急にそれを育成するために、輸入を制限する必要がある場合。
- （8）あらゆる農業、牧畜業、漁業製品に対し、輸入を制限する必要がある場合。
- （9）国家の国際金融の地位及び国際収支均衡を保つために、輸入を制限する必要がある場合。
- （10）法律、行政法規の規定に基づき、その他の輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。
- （11）我が国が締結又は加盟する国際条約、協定の規定に基づき、その他の輸入又は輸出を制限或いは禁止する必要がある場合。

第17条 国は、核分裂、核融合物質又はこの種の物質と関連する誘導体の貨物、技術の輸出入、及び武器、弾薬又はその他の軍用物資と関係のある輸出入に対し、国家安全を維持するためにはあらゆる必要な措置を講じることができる。

戦争時又は国際平和と安全を擁護するためには、国家は貨物、技術輸出入において、あらゆる必要な措置を講じることができる。

第18条 国務院対外貿易主管部門は、国務院関係部門と共同して、本法第16条、第17条の規定に従い、輸出入制限又は禁止する貨物、技術目録を制定し、調整し、公布する。

或いは国務院対外貿易主管部門は国務院関係部門と共同して、国務院の承認を得た上で、本法第16条、第17条に定められる範囲内において、前項規定の目録以外の特定貨物、技術の輸入又は輸出を臨時に制限、又は禁止することを決定することができる。

第19条 制限される輸入或いは輸出貨物に対して、割当額或いは許可証管理を実施する。輸入又は輸出を制限される技術に対して、許可証管理を実施する。

割当額、許可証管理を実施する貨物、技術は、国務院の規定に従い国務院対外貿易主管部門の承認或いは国務院関係部門と併せて承認を受けなければ、輸入或いは輸出することはできない。

国は一部の輸入貨物に対し税関の割当額管理を実施することができる。

第20条 輸出入貨物の割当額、税関割当額は国務院対外貿易主管部門又は国務院関係部門が各部門の職権範囲内において、公開、公平、公正及び効率の原則に基づき配分する。具体的な方法は国務院が定める。

第21条 国は、統一した商品合格評価制度を実施し、関係法律、行政法規の規定に基づき、輸出入商品に対し、認証、検査、検疫を行う。

第22条 国は、輸出入貨物に対し原産地管理を実施する。具体的な方法は国務院が定める。

第23条 文物、野生動物、植物及びその産品などに対し、その他の法律、行政法規に輸出入を禁止または制限する規定がある場合、関係の法律、行政法規の規定に従い執行する。

第五章 対外貿易と関係のある知的財産権の保護

第29条 国は、知的財産権に相關する法律、行政法規に基づき、対外貿易と関係する知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序に混乱を与えた場合、国務院対外貿易主管部門は、一定の期限内において侵害者が生産し、販売する関係貨物の輸入を制限するなどの措置を講じることができる。

第30条 知的財産権の権利者は、被許諾者が許諾契約にある知的財産権の有効性について質疑を提出することを妨害する、強制的一括許諾を行う、許諾契約の中に排他的逆授与条件を定める、などの

行為の一つに該当し、対外貿易の公平競争秩序に混乱を生じさせた場合、国務院対外貿易主管部門は必要な措置を講じて混乱を防ぐことができる。

第31条 その他の国家又は地域は、知的財産権保護の分野において中華人民共和国の法人、その他の組織又は個人に対し国民待遇を与えない、或いは中華人民共和国からの貨物、技術又は役務に対し十分有効な知的財産権保護を提供できない場合、国務院対外貿易主管部門は本法及びその他の関係する法律、行政法規の規定に基づき、且つ中華人民共和国が締結し又は加盟する国際条約、協定に基づき当該国家又は当該地域の貿易に対して、必要な措置を講じることができる。

中国科学技術成果轉化促進法

(1996年5月15日中華人民共和国主席令第68号公布)

目 録

第一章	総則
第二章	組織・実施
第三章	保障措置
第四章	技術権益
第五章	法律責任
第六章	付則

第一章 総則

第1条 科学技術成果を現実の生産力に轉化させることを促進し、科学技術成果轉化の促進活動を規範化し、科学技術進歩を速め、経済建設及び社会發展を推進するために、本法を制定する。

第2条 本法において科学技術成果轉化とは、生産カレベルを高めるために科学研究及び技術發展により生じた、実用価値をもつ科学技術成果に対し継続実験、開発、応用、普及を行って新產品、新工程、新材料を成し、新産業を發展させる活動をいう。

第3条 科学技術成果轉化活動は、経済効益と社会効益の向上、環境と資源の保護に有利で、かつ経済建設、社会發展及び国防建設を促進することに有利でなければならない。

科学技術成果轉化活動は、自由意思、互惠、公平、誠実信用の原則に従わなければならない、法により又は契約の約定により利益を享受しリスクを負担する。科学技術成果轉化における知的財産権は法律の保護を受ける。

科学技術成果轉化活動は、法律を遵守し、国家の利益を擁護し、社会公共利益を損なってはならない。

第4条 国務院科学技術行政部門、計画部門、經濟綜合管理部門及びその他の関係行政部門は、国務院の規定する職権の範囲に基づいて、科学技術成果轉化業務を管理し指導し、調整する。

各級地方人民政府は本行政区域における科学技術成果轉化業務に対する管理、指導及び調整に責任を負う。

第二章 組織・実施

第5条 国務院及び地方各級人民政府は、科学技術成果轉化を国民經濟及び社会發展計画に組み入れ、関係する科学技術成果の轉化実施を組織し調整しなければならない。

第6条 国務院関係部門及び省・自治区・直轄市人民政府は、一定期限に科学技術成果リスト及び重要な科学技術成果轉化項目のガイドを公布し、優先的に以下に記載する項目の実施を手配し支持する。

- (1) 著しく産業技術レベル及び經濟効益を高める項目。
- (2) 産業規模を形式化し、国際經濟競争力を有する項目。
- (3) 資源を合理的に開発し利用する、エネルギーを節約し、消耗を減じ、及び環境汚染を防止する項目。
- (4) 高産量、高品質、高収益の農業及び農村經濟發展を促進する項目。
- (5) 少数民族地区、辺境、貧困地区の社会經濟發展を速める項目。

第7条 国が政策措置を制定し、先進的な技術・工程及び設備の採用、立ち後れる技術の開発、工程及び設備のためまない革新、不備なものに対する使用制限又は使用停止を提唱し奨励する。

第8条 各級人民政府は、重要な科学技術成果轉化項目の実施を組織する場合、関係部門が公開入札の方式を取り轉化を実施することができる。関係部門は落札の時に確定した資金助成又はその他の条件を落札者に提供しなければならない。

第9条 科学技術成果の保有者は、以下に記載する方式により科学技術成果の轉化を行うことができる。

- (1) 自ら投資して轉化を実施する。
- (2) 他人に科学技術成果を譲渡する。
- (3) 他人に科学技術成果の使用を許諾する。
- (4) 当該科学技術成果を合作条件とし、他人とともに轉化を実施する。
- (5) 当該科学技術成果を評価し出資して株式又は出資持分に換価する。

第10条 企業は新技術、新工程、新材料を採用し又は新產品を生産する場合は、自ら情報を發布し、又は技術取引仲介機構に委託し必要な科学技術成果を徵集し、或いは科学技術成果轉化の合作者を招くことができる。

第11条 企業は、法により独立して又は国内国外の企業・事業組織及びその他の合作者と連合して、科学技術成果の轉化を実施する権利を有する。企業は公平的な競争を通じて、独立して又はその他

の組織と連合して、政府の組織する科学研究開発及び科学技術成果転化項目の実施を負担することができる。

第12条 国は、研究開発機構、高等大学など事業組織が生産企業と結び連合して科学技術成果の転化を実施することを奨励する。

研究開発機構、大学など事業組織は、政府関係部門又は企業の実施する科学技術成果転化に関する入札活動に参加することができる。

第13条 国は、農業科学研究機構、農業実験模範組織が独立して又はその他の組織と協力して農業科学技術成果転化を実施することを奨励する。

農業科学研究機構は、その科学技術成果の転化を推進するために、法によりその独立して研究開発した、或いはその他の組織と協力し研究開発しかつ審査認定を得た各品種的優良種子を販売することができる。

第14条 国の設立する研究開発機構、高等大学が取得した実用価値をもつ職務科学技術成果は、本機構が適時に転化を実施していない場合は、科学技術成果の創造者及び参与者がその職務科学技術成果の財産権帰属を変更しない前提で、本機構との合意に基づき当該科学技術成果の転化を行うことができ、かつ合意に約定した権益を享有する。所属する機構は上述科学技術成果の転化活動に支持を与えなければならない。

科学技術成果の創造者又は研究課題の責任者は、職務科学技術成果の転化を阻害してはならず、職務科学技術成果及び技術資料、データを占有し所属する機構の合法的な権益を侵害してはならない。

第15条 科学技術成果を創造する組織、科学技術成果の転化を実施する組織、及び科学技術成果転化のために投資する組織は、科学技術成果の継続実験・開発・応用及び生産経営につき協力を行う場合は、契約を締結し、各方の享有する権利と負担するリスクを約定しなければならない。

第16条 科学技術成果の転化活動において、科学技術成果に対し検定及び評価を行う場合は、公正・客観の原則に従わなければならない、虚偽の検定結果又は評価証明を提供してはならない。

国の設立する研究開発機構、大学及び国有企業が中国国外の企業、その他の組織又は個人と協力して科学技術成果転化を行う場合は、国の関係規定に従って科学技術成果の価値に対し評価を行わなければならない。

科学技術成果の転化における対外協力は、国の秘密事項にかかわる場合は、定められた手続に従い前もって認可を得なければならない。

第17条 法により設立された、技術取引に従事する場所又は機構においては、以下に記載する科学技術成果の転化活動を行うことができる。

(1) 先進、成熟、実用的な科学技術成果を紹介し推薦すること。

(2) 科学技術成果の転化に必要な経済情報、技術情報、環境情報及びその他の関係情報を提供すること。

- (3) 技術貿易活動を行うこと。
- (4) 科学技術成果の転化にその他のコンサルタント・サービスを提供すること。

第18条 技術貿易において代理又は仲介など有償サービスを提供する中間機構は、国の関係規定に従い営業許可証を受領しなければならない。当該機構の中において仲介業務に従事する職員は、国の関係規定に従い資格証書を受領しなければならない。

第19条 国は、企業、事業組織及び農村科学技術経済合作組織が中間実験、工業実験、農業実験模範及びその他の技術革新、技術サービス活動を行うことを奨励する。

科学技術成果転化に従事する中間実験基地、工業実験基地、農業実験模範基地及びその他の技術革新、技術サービス機構は、次の活動を行うことができる。

- (1) 新産品、新工程につき中間実験及び工業実験を行うこと。
- (2) 社会に向け地域或いは業種の科学技術成果の系統化、工程化のためのシステム開発及び技術革新を行うこと。
- (3) 中小企業、郷鎮工業、農村科学技術経済合作組織に技術及び技術サービスを提供すること。
- (4) ハイテク成果の転化、相応の企業の創立に総合関連サービスを提供すること。前項に記載する基地及び機構の固定資産投資は、国務院関係部門及び省・自治区・直轄市人民政府の認可を経て国家又は地方の関係計画に組み入れる。

第20条 科学技術成果の転化に生じる実験産品は、国の実験産品の販売に関する規定に基づき、関係部門の承認を経て確定される販売期間に販売することができる。実験生産、販売される産品は、国の関係技術・品質・安全・衛生などの基準に合致していなければならない。

第三章 保障措施

第21条 国家財政が科学技術、固定資産投資及び技術改造に用いる経費は、一定の比例を設定して科学技術成果の転化にあてられていなければならない。科学技術成果の転化に用いる国家財政経費は、主に科学技術成果転化の先導資金、借款利息の割引、補助資金、リスク投資及びその他の科学技術成果転化の促進などの資金用途に充当する。

第22条 国は、科学技術成果の転化活動に対し租税優遇政策を実施する。具体的な方法は国務院が定める。

第23条 国の金融機構は、貸付信用の面において科学技術成果の転化に支持を与え、次第に科学技術成果の転化に対する貸付を増加させなければならない。

第24条 国は、科学技術成果転化基金又はリスク基金の設立を奨励する。当該資金の拠出は国・地方・企業・事業組織及びその他の組織、個人が負担して、多額投資、高リスク、高産出の科学技術成果の転化を支持し、重要な科学技術成果の産業化を速める。

科学技術成果転化基金及びリスク基金の設立及び資金の運用は、国の関係規定に基づき執行す

る。

第25条 国は、科学技術情報ネットワークの建設と発展を推進し、科学技術成果情報資料タンクを設立し、全国に向け科学技術成果に関する情報提供サービスを行う。

第四章 技術権益

第26条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転化を行う場合は、法により契約で当該科学技術成果の関係権利及び利益の帰属を約定しなければならない。契約に約定がなかった場合は、次の原則に従い処理する。

- (1) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じない場合、当該科学技術成果の権益は当該科学技術成果を創造した組織に帰属する。
- (2) 協力による転化の中において新しい発明創造が生じた場合は、当該新発明創造の権益は各方の協力者の共有となる。
- (3) 協力による転化の中において生じた科学技術成果については、協力者各方は当該科学技術成果を実施する権利を有する。当該科学技術成果を譲渡する場合には、協力者の他方の同意を得なければならない。

第27条 科学技術成果を創造する組織は、その他の組織と協力して科学技術成果の転化を行う場合は、協力者各方が技術秘密の保持につき合意に達しなければならない。当事者が合意に違反し、又は権利者の技術秘密保持に関する要求に違反して、他人に当該技術を披露し使用を許諾してはならない。

技術取引場所又は仲介機構は、その代理又は仲介サービス業務に従事して知った関係当事者の技術秘密に対し秘密保持の義務を負わなければならない。

第28条 企業、事業組織は、技術秘密保持制度を確立し完備させ、本組織の技術秘密を保護しなければならない。従業員は本組織の技術秘密保持制度を遵守しなければならない。

企業・事業組織は、科学技術成果の転化活動に参加する関係要員と、在職期間中、又は離職・退官・退職後、一定期間内に本組織の技術秘密保持の取決めを締結することができる。関係要員は取決めの約定に違反し本組織の技術秘密をもらし、及び原組織と同一の科学技術成果の転化活動をしてはならない。

従業員は職務科学技術成果を勝手に譲渡し又は変則的に譲渡してはならない。

第29条 科学技術成果を創造する組織は、その職務科学技術成果を他人に譲渡する場合は、当該組織は当該科学技術成果の譲渡により得た純収入の中から20%を下らない比例額を控除し、当該科学技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。

第30条 企業・事業組織が独立して研究開発した、又はその他の組織と協力して研究開発した科学技術成果は、その転化の実施が成功し生産操業を開始した後、当該組織は連続して3年ないし5年間に当該科学技術成果を実施して増加した利潤の留保から5%下らない比例額を控除し、当該科学

技術成果の創造及び転化に重大な貢献をなした要員に対し奨励を与えなければならない。

株式形式を採用する企業は、科学技術成果の研究開発・転化の実施に重大な貢献をなした関係要員に与える報酬又は報奨については、国の関係規定に基づきそれを株式又は出資に換価させることができる。当該株式所有者は所有する株式又は出資比例により収益を享有する。

第五章 法律責任

第31条 本法の規定に違反し、科学技術成果の転化活動において虚偽の行為をし、奨励及び荣誉称号を騙し取り、詐欺により金銭及び財産の不法な収入を取得した場合は、是正を命じ、当該奨励及び荣誉称号を取消し、違法所得を没収し、かつ科料を科する。他人に経済損失をもたらした場合は、法により民事賠償責任を負う。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第32条 本法の規定に違反し、科学技術成果に対し検定又は評価を行うにあたって故意に虚偽な検定結果又は評価証明を提供した場合は、是正を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、かつ検定活動の組織者、評価機構に科料を科する。情状が重い場合は、法により営業許可証及び資格証書を取消す。他人に経済損失をもたらした場合は、法により民事賠償責任を負う。

第33条 各級人民政府の科学技術行政部門及びその他の関係部門の職員は、科学技術成果の転化活動において職務をおろそかにし、私利をむさぼり汚職をはたらいた場合は行政処分を与える。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第34条 本法の規定に違反し、示唆、窃取、利益による誘導、脅迫などの手段をとり他人の科学技術成果を侵害し占有して他人の合法的な権益を侵害した場合は、法により民事賠償責任を負い、科料を科することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第35条 本法の規定に違反し、従業員が所属する組織の許可を得ずに本組織の技術秘密をもらし、又は職務科学技術成果を勝手に譲渡し変則的に譲渡した場合は、或いは科学技術成果の転化活動に参加する関係要員が本組織との取決めに違反し離職、退官、退職後の約定した期間内に原組織と同一の科学技術成果の転化活動を行った場合は、関係する規定により法律責任を負う。

第36条 技術取引につき代理又は仲介サービス業務に従事する仲介機構、及び仲介業務に従事する要員は、委託人を騙し、或いは当事者の一方と通謀して当事者の他方を騙した場合は、是正を命じ、警告を与え、法により民事賠償責任を負うほか、違法所得を没収し、かつ科料を科する。情状が重い場合は、法により営業許可証及び資格証書を取消す。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

第六章 付則

第37条 本法は1996年10月1日から施行する。

中国技術輸出入管理条例

(2001 年 12 月 10 日中華人民共和国国務院令第 331 号公布)

第一章 総則

第 1 条 技術の輸出入管理を規範化し、技術輸出入の秩序を維持し、国民経済と社会の発展を促進することを目的に、「中華人民共和国対外貿易法」（以下、対外貿易法と略称する）及びその他の関連法律の関連規定に従い、本条例を制定する。

第 2 条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から国内に、又は中華人民共和国国内から国外に、貿易、投資又は経済技術協力を通じ、技術を移転する行為のことをいう。
前項に規定した行為とは特許権の移転、特許出願権の移転、特許実施許諾、ノウハウの移転、技術サービス及びその他の方式の技術移転を含む。

第 3 条 国は、技術輸出入について統一的な管理制度を施行し、法により、公平、自由な技術輸出入秩序を維持する。

第 4 条 技術輸出入は、国家の産業政策、科学技術政策及び社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩及び対外経済技術協力の発展に利し、わが国の経済技術の権益維持に利しなければならない。

第 5 条 国家は、自由な技術輸出入を認める。但し、法律、行政法規の別途に規定がある場合はこの限りではない。

第 6 条 国務院対外経済貿易主管部門（以下、国務院外経貿主管部門と略称する）は、対外貿易法及び本条例の規定に従い、全国の技術輸出入管理事務に責任を負う。

省、自治区、直轄市人民政府の外経貿主管部門は国務院外経貿主管部門の授権に基づいて、同行政区域内の技術輸出管理事務に責任を負う。

国務院関連部門は国務院の規定に従い、技術輸出入項目の関連管理職責を履行する。

第二章 技術輸入管理

第 7 条 国は、先進的、且つ実用的である技術の輸入を奨励する。

第 8 条 対外貿易法第 16 条第 17 条に規定している条項の一つがある技術は、その輸入を禁止し又は制限する。

国務院外経貿主管部門は国務院関連部門と共同で輸入を禁止又は制限する技術目録を制定、調整又は公布する。

第9条 輸入禁止技術を輸入してはならない。

第10条 輸入制限のある技術については、許可証管理を実施する。許可証を得ず、輸入してはならない。

第11条 輸入制限のある技術を輸入する場合には、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出し、且つ関連書類を添付しなければならない。

技術輸入項目に関連部門の許可を得る必要がある場合には、関連部門に許可書類を提出しなければならない。

第12条 国务院外経貿主管部門は、技術輸入申請を受領してから、国务院関連主管部門と共同で審査をし、且つ申請日より30の労働日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。

第13条 技術輸入申請が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は技術輸入許可意向書を付与する。輸入経営者は、技術輸入許可意向書を取得してから、対外の技術輸入契約を締結することができる。

第14条 輸入経営者は、技術輸入契約を締結してから、国务院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国务院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査をし、且つ前項規定の書類を受領した日より10の労働日以内に技術輸入について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第15条 申請人は、本条例第11条の規定に従い、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する場合には、締結した技術輸入契約の副本を合わせて提出することができる。

国务院外経貿主管部門は、本条例第12条及び第14条の規定に従い、申請及び技術輸入契約の真実性について合わせて審査する。且つ前項に規定する書類を受領した日より40労働日以内に、技術輸入について許可又は不許可の決定をする。

第16条 技術輸入が許可された場合には、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可証を付与する。技術輸入契約は技術輸入許可証の付与日より発効する。

第17条 自由に輸入することのできる技術については、契約登録管理を実施する。

自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、契約は法により成立する時に発効し、登録を契約発効の要件としない。

第18条 自由に輸入することのできる技術を輸入する場合、国务院外経貿主管部門で登録をし、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登録申請書
- (2) 技術輸入契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第19条 国務院外経貿主管部門は、本条例第 18 条に規定する書類を受領した日より 3 労働日以内に技術輸入契約について登録をし、技術輸入契約登録証を付与する。

第20条 申請人は、技術輸入許可証又は技術輸入契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第21条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更がある場合には、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録された技術輸入契約を終了した場合には、速やかに国務院外経貿主管部門に登録をしなければならない。

第22条 外商投資企業を設立する場合であって、且つ外国側は技術で投資する場合に、同技術の輸入は外商投資企業の設立審査許可手続に従い、審査又は登録をしなければならない。

第23条 国務院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸入管理職責の履行中に知った営業秘密について守秘義務を負う。

第24条 技術輸入契約の譲渡人は、自分が提供した技術の適法な所有者であり、又は譲渡、使用許諾をする権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人の技術を使用した結果、第三者に権利侵害で告訴された場合、直ちに譲渡人に通知しなければならない。譲渡人は通知を受けた後、譲受人と協力し、譲受人が受ける不利益を排除しなければならない。

技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。

第25条 技術輸入契約の譲渡人は、提供した技術が完全で、誤りなく、且つ有効的であり、契約した技術的目標を達成することができることを保証しなければならない。

第26条 技術輸入契約の譲受人、譲渡人は、契約に定めた秘密保持範囲、秘密保持期限内に譲渡人が提供した技術の未公開の部分について、守秘義務を負わなければならない。

秘密保持期間内に、秘密技術が守秘義務を負うべき側以外の原因で公開された場合には、同守秘義務は消滅する。

第27条 技術輸入契約の有効期間内に改良した技術は、改良した側に帰属する。

第28条 技術輸入契約期間の満了後、技術譲渡人と譲受人は公平合理の原則に従い、技術の継続使用について協議することができる。

第29条 技術輸入契約には以下に掲げる制限的条項を含めてはならない。

(1) 譲受人に技術輸入に必須ではない付帯条件を求めること。必須ではない技術、原材料、製品、

設備又はサービスの購入を含む。

- (2) 譲受人に特許権の有効期間が満了し又は特許権が無効宣告された技術について許諾使用料の支払い又は関連義務の履行を求めること。
- (3) 譲受人が譲渡人に提供された技術を改良し、又は改良した技術の使用を制限すること。
- (4) 譲受人にその他の供給先から譲渡人が提供した技術に類似又は競合する技術の取得を制限すること。
- (5) 譲受人に原材料、部品、製品又は設備の購入ルート又は供給先を不合理に制限すること。
- (6) 譲受人に製品の生産高、品種又は販売価格を不合理に制限すること。
- (7) 譲受人に輸入した技術を駆使し、生産した製品の輸出ルートを不合理に制限すること。

第三章 技術輸出管理

第30条 国は、成熟した産業化技術の輸出を奨励する。

第31条 対外貿易法第 16 条、第 17 条に規定した条項の一つがある場合、その輸出を禁止又は制限する。
国务院外経貿主管部門は、国务院関連部門と共同で輸出禁止又は制限する技術の目録を制定、調整又は公布する。

第32条 輸出禁止のある技術は、輸出してはならない。

第33条 輸出制限のある技術は、許可証管理を実施する。許可なしには輸出してはならない。

第34条 輸出制限のある技術を輸出する場合、国务院外経貿主管部門に申請書を提出しなければならない。

第35条 国务院外経貿主管部門は、技術輸出申請を受領した後、国务院科学技術管理部門と共同で輸出申請技術について審査をし、且つ申請書を受領した日より 30 労働日以内に、許可又は不許可の決定をしなければならない。

輸出制限のある技術は、関連部門で秘密保持審査をする必要がある場合、国の関連規定に従い、実施する。

第36条 技術輸出申請が許可された場合には、国务院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を付与する。
申請人は、技術輸出許可意向書を取得すれば、外国側と実質的交渉をし、技術輸出契約を締結することができる。

第37条 申請人は、技術輸出契約を締結した後、国务院外経貿主管部門に対し、以下に掲げる書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (1) 技術輸出許可意向書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 技術資料の輸出リスト

(4) 契約締結双方の法的地位を証明する書類

国務院外経貿主管部門は、技術輸出契約の真実性について審査をし、且つ前項に規定した書類を受領した日より15労働日以内に、技術輸出について許可又は不許可の決定をしなければならない。

第38条 技術輸出が許可された場合には、国務院外経貿主管部門は輸出許可証を付与する。技術輸出契約は技術輸出許可証の付与日より発効する。

第39条 自由に輸出することのできる技術については、契約登録管理を実施する。自由輸出技術を輸出する場合には、契約が法により成立する時に発効する。登録を契約が発効する条件としない。

第40条 自由輸出技術を輸出する場合には、国務院外経貿主管部門に登録申請し、且つ以下に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登録申請書
- (2) 技術輸出契約の副本
- (3) 契約締結者双方の法的地位を証明する書類

第41条 国務院外経貿主管部門は、本条例第40条に規定した書類を受領した日より3労働日以内に、技術輸出契約について登録をし、技術輸出契約登録証を付与しなければならない。

第42条 申請人は、技術輸出許可証又は技術輸出契約登録証で外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を取る。

第43条 本条例の規定に従い許可又は登録された技術輸入契約について、その契約の主要内容に変更がある場合、改めて許可又は登録手続を取らなければならない。

許可又は登録した技術輸出契約が終了した場合には、速やかに国務院外経貿主管部門に登録しなければならない。

第44条 国務院外経貿主管部門と関連部門及びその職員は、技術輸出管理職責の履行中に知った国家秘密及び営業秘密について守秘義務を負う。

第45条 核技術、核の軍民両用品関連技術、管理化学品生産技術、軍事技術などの輸出管制技術を輸出する場合、関連行政法規の規定に従い、処理する。

第四章 法律責任

第46条 輸出入禁止の技術を輸入又は輸出した場合、若しくは許可なしに無断で輸出入制限技術を輸出又は輸入した場合には、刑法の密輸罪、非法経営罪、国家秘密漏洩罪又はその他の罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。二、刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況に基づいて、税関法の関連規定に従い処罰し、又は国務院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を

没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第47条 無断で許可範囲外の輸出入制限技術を輸入又は輸出した場合、刑法の非法經營罪又はその他の罪の規定に従い、刑事的責任を法により追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、状況によって、税関法の関連規定に従い、処罰し、又は国务院外経貿主管部門が警告を言い渡し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の罰金に処する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を中止し又は取り消すことができる。

第48条 技術輸出入許可証又は技術輸出入契約登録証を偽造、変造又は売買した場合、刑法の非法經營罪又は国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪の規定に従い、法により刑事的責任を追及する。刑事的処罰をするに及ばない場合には、税関法の関連規定に従い、処罰する。国务院外経貿主管部門は其の對外貿易經營の許可を取り消すことができる。

第49条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合には、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入許可証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第50条 欺瞞又はその他の不正な手段で技術輸出入契約登録を取得した場合、国务院外経貿主管部門は其の技術輸出入契約登録証を剥奪し、其の對外貿易經營許可を中止し又は取り消す。

第51条 技術輸出入管理職員は、本条例の規定に違反し、国家秘密又は営業秘密を漏洩した場合には、刑法の国家秘密漏洩罪又は営業秘密侵害罪の規定に従い法により刑事的責任を追及する。刑事処罰をするに及ばない場合、法により行政処分に処する。

第52条 技術輸出入管理職員は、職権を乱用し、職務を怠慢し、又は職務上の地位を利用して他人から金銭を受け取り、又は要求した場合には、刑法の職権乱用罪、職務怠慢罪、収賄罪、又はその他の罪の規定により刑事責任を追及する。刑事処分するに及ばない場合には、法により行政処分に処する。

第五章 附則

第53条 国务院外経貿主管部門が下した技術輸出入関連の批准、許可、登録又は行政処罰に不服がある場合、法により行政不服を申し立てることができ、法により裁判所に提訴することができる。

第54条 本条例の公布前に国务院が制定した技術輸出入管理関連の規定が本条例の規定に一致していない場合、本条例を基準とする。

第55条 本条例は2002年1月1日より施行する。1985年5月24日国务院が發布した「中華人民共和國技術導入契約管理条例」と、1987年12月30日国务院が許可し、1988年1月20日對外經濟貿易が發布した「中華人民共和國技術導入契約管理条例施行細則」は同時に廃止する。

2. 教育部「藍火計画」

2010年4月9日、中国教育部弁公庁が、各地方政府に対し「藍火計画」に関する通達を発した。科学的発展の実践を深化し、内需拡大、成長維持、構造調整、民生向上を支える科学技術の役割を発揮し、「産学研」連携の深くまた広い展開を推進し、大学で生まれた科学技術成果の転換を加速化し、地域の自主的なイノベーション能力の向上を支援し、地域における経済や社会の発展をサポートするために、教育部と地方政府が共同で大学を組織化し、地方において「産学研」連携のシリーズ的な活動を展開する、というものである。

藍火計画の核心は、地方政府と提携し、大学の人材や科学技術的な優位性を活かし、地域経済及び産業発展の特徴や需要に密に対応し、連携候補となるターゲットを明確にして大学を地方に向かわせた上で「産学研」連携活動を展開し、大学で生まれた科学技術成果の社会への移転や産業化を加速化し、積極的に地域イノベーションに参加することである。

藍火計画は、企業を主体とし、市場のニーズを指向し、「産学研」連携による技術イノベーション体系の構築を事業目標とする。また、藍火計画は大学の科学技術者を企業の第一線に向かわせ、企業の具体的な課題の解決に取り組むことを奨励し、大学の研究成果と企業の技術的ニーズの有効的マッチングを手段としている。更に、藍火計画は大学で生まれた研究成果のより早い社会への移転や産業化、企業の科学技術イノベーション能力の増強、地域経済のコア競争力の向上を最終目的としている。

以下に、同計画の概要（原語「簡介」）と2011年上期実施業務（原語「上半年实施工作」）の資料を添付する（中国語）。

“蓝火计划”简介

一、“蓝火计划”的提出

为贯彻落实十七大精神以及中央应对国际金融危机、保持经济平稳较快发展的战略部署。深入实践科学发展观，努力推进高等学校与地方产学研结合的深度和广度，充分发挥科学技术在扩内需、保增长、调结构、惠民生中的重要支撑作用，帮助提高区域自主创新能力，服务地方经济和社会发展。2008年，教育部科技发展中心开始策划组织高等学校参与区域创新，赴地方开展产学研合作系列活动-“蓝火计划”。按照教育部领导指示要求，教育部科技发展中心于2009年分别在福建漳州市、江苏常熟市和宜兴市进行了“蓝火计划”试点。

二、“蓝火计划”总体思路

“蓝火计划”的核心是联合地方政府，发挥高等学校人才和科技优势，紧密结合区域经济及地方产业发展特点和需求，有针对性地组织高校赴地方开展产学研合作活动。蓝色象征科技，火代表动力，蓝色火焰是火焰中温度较高的部分。蓝火计划寓意为将科技创新的火种播向神州大地，用高校科技力量提升区域经济核心竞争力。“蓝火计划”以建立企业为主体、以市场为导向、产学研相结合的技术创新体系为目标；以鼓励高校科技工作者深入企业一线，推进高校与地方中小型企业全面开展产学研合作，使高校科技创新与区域经济及产业发展有效结合为手段；以加速高校创新科技成果向社会转移及产业化，增强企业科技创新能力，提升区域经济核心竞争力为最终目的。同时，也要借助地方及企业的资源、资金优势支持高校，提升高校科研水平及服务经济社会发展能力，积极配合国家促进高校毕业生就业，共同培养创新创业型人才，从而实现优势互补、互惠共赢、共同发展。

三、“蓝火计划”的特点和目标

“蓝火计划”的主要特点是：

1. 注重实效性。在“蓝火计划”实施前，首先要深入调查实施城市的企业需求和产业状况，据此提出符合当地实际的产学研合作方案，以项目合作为工作重点，推动“校-企”、“校-地”深入沟通。
2. 建立产学研合作的长效机制。教育部将完善产学研用的长效机制，在“蓝火计划”实施城市探索建设高校技术转移和公共技术研发平台，要求地方政府提供专门的扶持措施。使该平台成为高校与地方、企业合作的纽带，也是高校在地方长期开展产学研合作的重要基地和服务场所。

“蓝火计划”的主要目标是：

1. 近期目标主要是组织高校科研人员深入企业一线，了解企业技术难点，与企业深入交流，推介高校科技成果，解决企业实际问题。
2. 中期目标是建立产学研合作长效机制。引入市场机制，推动政府、高校、企业共建有利于科技成果转化的运行机制和政策环境，在地方建设和培育服务专业化、发展规模化、运行规范化的中国高校技术转移中心，培养一批具有较高素质的科技中介服务队伍。
3. 长期目标是构建高校产学研合作体系。搭建产学研合作网络 and 平台，成为高校与地方、企业合作的基地和平台，以此为纽带长期开展产学研合作。使高校与企业之间的技术转移和人才、知识流动更加顺畅；产学研结合更加紧密；高校科技成果转化的效能得到大幅提高；高校成为解决区域关键技术、产业共性技术的重要力量；培养出一批专业化、高水平的科技中介服务队伍。

四、“蓝火计划”试点情况

2009年，从经济实力、产业特点、现有基础、试点目的等方面综合比较，教育部科技发展中心分别选取了一个地级市（福建漳州市）一个县级市（江苏常熟市）和一个专业镇（宜兴市官林镇）作为试点单位，不断在实践中总结经验，继续完善、改进方案。

在这三个地方的试点中，按照“了解需求、相互交流、项目合作、落地对接”的步骤，教育部科技发展中心与地方政府充分协商，提供定制服务。在征集企业需求的基础上，再由中心将这些需求整理后向相关高校推荐，邀请专家学者进行研究攻关。同时，根据其产业发展特点，向地方及企业推荐在该领域科研能力较强的高校研究人员，初步构建官产学研合作体系。试点注重产学研结合长效机制的建立，成立了中国高校技术转移中心地方中心，设立了特色技术转移示范基地。实践证明，通过这些举措，试点成效较明显，实现了地方政府、高校、企业三方获益。一年来，在三个试点城市举行了试点启动仪式，征集到企业需求260余项；按地方产业特色及高校学科特点，分别组织了全国近百所高校的600余位专家学者赴地方对接，参加对接的企业界代表达到800余人，累计达成合作意向280余项。仅漳州一地意向投资总额近20亿元。派出科技特派员50余人，并在漳州建立了中国高校技术转移中心漳州中心，设立了六个特色技术转移示范基地。

教育部办公厅

二〇一〇年四月九日

关于“蓝火计划”2011年上半年实施工作的通知

教育部科技发展中心

有关高校：

“蓝火计划”是教育部为推进高校与地方及企业深入开展产学研用结合，加快高校创新科技成果向社会转移及产业化而实施的一项重大行动。该行动计划由教育部科技发展中心负责具体实施。从2009年至今，已在漳州、泰州、常熟等地正式启动，通过组织科技成果对接、建设技术创新平台、科技特派员等工作，促进了高校科技成果的转移及产业化，推动了地方产业经济发展，实现了高校与企业互惠共赢。该计划得到了地方政府、企业、高校的高度认可和欢迎。经部领导批准，今年将继续在徐州、龙岩、漳州等地实施“蓝火计划”，现将2011年上半年实施工作有关事项通知如下：

一、实施宗旨

“蓝火计划”以项目合作为基础，在促进高校专家与企业沟通交流的基础上，动员高校专家赴生产一线，了解企业实际需求，解决企业实际问题，促成高校与企业开展科技合作；并结合地方产业现状及战略性新兴产业发展规划，在地方建设特色行业技术创新平台，引入高校创新团队，与领军企业及行业协会合作成立行业产学研战略联盟，解决行业共性技术及关键技术；同时，也借助地方及企业的资源、资金优势支持高校，形成校地、校企结合的机制创新，提升高校教学科研水平及服务经济社会发展能力，培养创新型人才，鼓励大学生创新创业，从而实现优势互补、互惠共赢、共同发展。

二、实施的主要内容

“蓝火计划”紧密结合区域经济及地方产业发展特点和需求，围绕区域特色产业及新兴产业，以积极推进高校科技成果在当地转化和产业化；加强公共技术创新平台建设；建设产学研合作联盟，引进高层次人才等为重点。经与当地人民政府协商一致，“蓝火计划”今年上半年的主要实施工作内容如下：

1、徐州市铜山区

启动时间暨项目成果对接会：2011年5月中下旬

重点工作和目标：

- 1) 围绕食品、工程机械、专用车辆、电子电器、冶金等五大主导支柱产业，以及新能源汽车、高端装备机械、新材料、新医药等新兴产业领域，解决企业需求，促进一批高校高新技术项目成果在铜山区落地转化。
- 2) 联合高校共同建设淮海科技创新研究院，设立新能源、电子信息等新兴产业院士专家工作站。
- 3) 建设中国高校技术转移中心徐州中心，共建冶金机械、电子电器、食品等技术创新平台及产学研合作联盟。
- 4) 针对重点行业首批引入科技特派员15人；建设大学生创新创业基地。

2、龙岩市

启动时间暨项目成果对接会：2011年6月中旬

重点工作和目标：

- 1) 重点围绕机械、环保、金铜、建材、稀土、能源、纺织、农产品加工等产业，提升产业科技水平，开展项目成果对接。

2) 以发展新材料产业为切入点,建设新材料产业孵化中心。重点开发稀土储氢材料、稀土永磁材料、稀土发光材料、中重稀土合金以及包括稀土催化材料、稀土功能陶瓷、稀土激活抗菌剂和空气净化剂在内的稀土新材料,打造全国有影响力的稀土开发及深加工基地。

3) 建设中国高校技术转移中心龙岩中心,共建行业技术创新平台,引入创新创业高端人才。

3、漳州市

将于 2011 年 4 月下旬召开光电领域专场对接会暨“蓝火计划”(漳州)阶段工作总结表彰活动。

三、保障措施

- 1、为保障组织领导及实施力度,我中心将与地方人民政府共同成立实施工作领导小组,双方主要领导担任组长,成员由相关职能部门负责人组成,并建立项目联合申报机制,鼓励高校与企业联合申报科技创新项目,挑选出优秀项目给予支持。
- 2、我中心将建立完善激励机制,对优秀的产学研合作项目和个人给予奖励,对设立的创新平台和转移机构进行绩效考核,对成效显著,模式新颖,发展良好的平台进行示范推广。
- 3、地方人民政府承诺为高校提供良好的产学研合作条件,并提供产业化项目的各项保障工作,为共建产学研合作基地提供方便。高校人员在当地的交通、食宿由地方提供。

教育部科技发展中心

二〇一一年三月十日

3. 第4回中国「産学研」連携 サミットフォーラム表彰リスト

中国「産学研」連携サミットフォーラムは、中国「産学研」連携促進会が主催する年会である。また、中国「産学研」連携促進会（原語「中国産学研合作促進会」）は国務院の批准により2007年11月に設立された団体である。

同促進会は、中国国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業と情報化部、商務部、国務院国有資産管理委員会、国家知的財産局、中国科学院、中国工程院、中国科学技術協会等、産学研関連省庁と大学、研究開発機関、企業が共同で参画し推進するもので、省庁、地域、業界、分野を越えた高いレベルのプラットフォームである。また同促進会は、企業の自主的なイノベーション能力を向上し、イノベーション成果の商品化、産業化、国際化を促進することを目標とする全国的な非営利団体である。

同促進会の設立以来、北京、深セン、天津、上海等にて年に一度の「産学研」連携サミットフォーラムが開催されると同時に、科学技術部と国家奨励弁公室の批准により、「中国産学研連携イノベーション賞」等が創設されている。以下に、第4回中国「産学研」サミットフォーラムで授与された受賞者リストを掲載する。

2010 中国産学研連携イノベーション賞受賞リスト

No.	所在地域	名 称
1	北 京	中国科学院電工研究所
2		北京北大維信生物科技有限公司
3		北京華利嘉環境工程技術有限公司
4		北京師大科技园科技發展有限責任公司
5		北京有研稀土新材料股フェン有限公司
6		北京星和衆工設備技術股フェン有限公司
7		北京科信必成医薬科技發展有限公司
8		北京康辰医薬股フェン有限公司
9		機械科学研究総院先進製造技術研究センター
10		通達耐火技術股フェン有限公司
11		教育部深空探測連合研究センター
12	天 津	天津大学精留技術国家工程研究センター
13		天津天士力集团有限公司
14		天津天大求实電力新技術股フェン有限公司
15		天津市金錨集团有限責任公司
16	内モンゴル	内蒙烏海海亮塑胶有限公司
17		内蒙古健元鹿業有限責任公司
18	遼 寧	丹東欣泰電気股フェン有限公司
19	黒 竜 江	ハルピン世亨生物工程薬業股フェン有限公司
20		ハルピン汽輪機工場有限責任公司
21		黒竜江省石油化学研究院
22	上 海	上海天馬微電子有限公司
23		上海正泰電気股フェン有限公司
24		上海医薬工業研究院
25		上海現代建築設計（集団）有限公司
26		上海振華重工（集団）股フェン有限公司
27		上海船工場船舶有限公司
28		上海富臣化工有限公司
29		上海普罗新能源有限公司
30		上海德力西集团有限公司

No.	所在地域	名 称
31	上 海	中芯国際集成電路製造（上海）有限公司
32	江 蘇	江蘇法尔勝泓昇集团有限公司
33		江蘇雅克科技股フェン有限公司
34		江蘇新天地生物肥料工程センター有限公司
35		江蘇新紀元環保有限公司
36		張家港市国泰華榮化工新材料有限公司
37	浙 江	中科院寧波材料技術与工程研究所
38		浙江天振竹木開發有限公司
39		浙江国泰密封材料股フェン有限公司
40	福 建	福建海源自動化機械股フェン有限公司
41	山 東	山東康百力水務設備有限公司
42		丛林集团有限公司
43		史丹利化肥股フェン有限公司
44		臨沂市科学技術合作与応用研究院
45		煙台台海瑪努尔核電設備有限公司
46	河 南	中国船舶重工集团公司第七二五研究所
47		許昌西繼電梯有限公司
48		南陽二機石油装備（集团）有限公司
49		洛陽 LYC 軸承有限公司
50		洛陽栾川钼（モリブデン）業集团股フェン有限公司
51	広 東	中国科学院広州能源研究所
52		中国科学院深セン先進技術研究院
53		広州有色金属研究院
54		広州佳都集团有限公司
55		東莞華中科技大学製造工程研究院
56	重 慶	重慶長安汽車股フェン有限公司
57		重慶耐德工業股フェン有限公司
58	貴 州	貴州貴航無人機有限責任公司
59	雲 南	雲南亞太環境工程設計研究有限公司

出典：中国産学研連携促進会の資料を基に技術経営創研が作成

2010 中国産学研連携促進賞受賞リスト

No.	所在地域	名 称
1	北 京	中国科技諮詢服務センター
2		中国技術交易所
3		中国科学院北京国家技術譲移センター
4		中国絶熱節能材料協会
5		北京理工大学
6		北京大学科技開発部
7		北京航空航天大学科技园
8		中関村科技园区海淀園管理委员会
9		中国鋁業大学（北京）中関村能源安全科技园
10		北京技術交易促進センター
11		北京市科委農村發展センター
12		北京生物技術和新医薬産業促進センター
13		北京科大科技园新材料北京市技術譲移センター
14		北京赛欧科技园科技孵化センター
15		北京北達燕園科技孵化器
16	天 津	天津大学科技処
17		天津渤海化工集团公司
18	河 北	河北省科技諮詢服務センター
19	内モンゴル	内蒙古自治区烏兰察布市科技局
20		内蒙古自治区巴林左旗科技局
21		包頭稀土高新区科技創業服務センター
22	遼 寧	中国科学院瀋陽計算技術研究所
23		中国科学院瀋陽分院
24	吉 林	吉林市科学技術協会
25	黒 竜 江	ハルビン工業大学
26		ハルビン工程大学科技园
27		ハルビン市科技局
28	上 海	華東理工大学国家技術譲移センター
29	江 蘇	蘇州大学技術譲移センター
30		東南大学科技成果譲化センター

No.	所在地域	名 称
31	江 蘇	江蘇省泰州市科学技術協会
32		江蘇省南通市科技局
33		江蘇省江陰市人民政府
34		江蘇省姜堰市科技局
35		江蘇省張家港市科技局
36		江蘇省江陰高新区管委会
37		南京中創科技投資有限公司
38	浙 江	浙江省湖州市科技局
39	安 徽	中国科学技術大学
40	山 東	山東省萊州市科技局
41		山東省東營墾利県科技局
42		山東省煙台市牟平区科技局
43		山東省臨沂經濟開發区
44	湖 北	武汉大学経営学院（中国産学研問題研究センター）
45		華中科技大学
46	湖 南	湖南大学
47	広 東	華南農業大学
48		中国科学院広州分院
49		広東省科技厅
50		広東省中山市科技局
51		広東省雲浮市科技局
52		広東省仏山市科技局
53		広東省珠海市科技工貿和信息化局
54		広東省仏山市順德区華南白色家電産学研センター
55		広東省生産力促進センター
56	四 川	四川省科技諮詢服務センター
57	雲 南	中国科学院昆明分院
58	陝 西	陕西省榆林市科技局
59	新 疆	新疆農墾科学院科技成果推广处

出典：中国産学研連携促進会の資料を基に技術経営創研が作成

4. 国家ハイテク産業開発区一覧

国家ハイテク産業開発区は、中国「タイムツ計画」の重要な構成要素であり、中国におけるさまざまなサイエンスパーク・ハイテクパークの中で最も重要かつ基盤的なパークである。国家ハイテク産業開発区は、知識の集結と開放的な環境を備え、中国の科学技術と経済の実力と地域的な特性を活かし、科学技術の研究成果を最大限に生産力に転換するために設立された。同開発区は、国内と海外市場に向けた中国のハイテク産業を発展させるための集中エリアとして機能している。

国家ハイテク産業開発区の設立は、中国ハイテク産業の育成や振興、産業構造の改革、伝統的な産業の発展、国際的な競争力の増強を狙った重要な戦略である。本件はゼロからの出発であったが、タイムツ計画が実施されてからの20年間、政府主導による段階的かつ戦略的な拡大策によって、前例を見ない高成長が続いている。

2006年1月に開催された「全国科学技術大会」²では、温家宝首相が国家ハイテク産業開発区の役割について、「四位一体」という新たな位置づけを明言した。四位とは、①技術の進歩と自らのイノベーション能力を強化する「重要な運営ステージ」、②経済構造の調整や成長方式の転換を実現する「強力なエンジン」、③ハイテク産業の国際競争への参入をサポートする「サービス・プラットフォーム」、④ハイテク産業の世界における戦略的な「ハイテク産業制覇の最前線」という内容である。この位置づけによって、国家ハイテク産業開発区の新たな方向性が明確化され、中国におけるハイテク産業の育成や集積という段階から、新たにイノベーションの集積や国際化へと発展することが期待されている。

² 中国「全国科学技術大会」は中国共産党中央委員会書記処に直轄され、全国規模の各分野の学会、領域別の協会、研究会、及び地方レベルの学会等より構成される「中国科学技術協会」が企画・運営し、中国の指導者トップをはじめとする科学技術関係者が一堂に会する国家級の大会である。国家最高科学技術賞、国家自然科学賞、国家技術発明賞、国家科学技術進歩賞、国際科学技術合作賞の授与式が行われる大会でもある。

国家ハイテク産業開発区一覧

No	所在地域	名 称	所在都市
1	北 京	中関村サイエンスパーク	北京市
2	天 津	天津ハイテク産業開発区	天津市
3	河 北	石家荘ハイテク産業開発区	石家庄市
4		保定ハイテク産業開発区	保定市
5	山 西	太原ハイテク産業開発区	太原市
6	内モンゴル	包頭稀土ハイテク産業開発区	包頭市
7	遼 寧	大連ハイテク産業園区	大連市
8		瀋陽ハイテク産業開発区	瀋陽市
9		鞍山ハイテク産業開発区	鞍山市
10	吉 林	吉林ハイテク産業開発区	吉林市
11		長春ハイテク産業開発区	長春市
12	黒 竜 江	ハルピンハイテク産業開発区	ハルピン市
13		大慶ハイテク産業開発区	大慶市
14	上 海	上海張江ハイテク産業開発区	上海市
15	江 蘇	南京ハイテク産業開発区	南京市
16		蘇州ハイテク産業開発区	蘇州市
17		無錫ハイテク産業開発区	無錫市
18		常州ハイテク産業開発区	常州市
19		泰州ハイテク産業開発区	泰州市
20	浙 江	杭州ハイテク産業開発区	杭州市
21		寧波ハイテク産業開発区	寧波市
22	安 徽	合肥ハイテク産業開発区	合肥市
23	福 建	厦門タイマツハイテク産業開発区	厦門市
24		福州ハイテク産業開発区	福州市
25	江 西	南昌ハイテク産業開発区	南昌市
26	山 東	済南ハイテク産業開発区	済南市
27		威海タイマツハイテク産業開発区	威海市
28		青島ハイテク工業園区	青島市
29		濰坊ハイテク産業開発区	濰坊市
30		淄博ハイテク産業開発区	淄博市

No	所在地域	名 称	所在都市
31	山 東	煙台ハイテク産業開発区	煙台市
32	河 南	鄭州ハイテク産業開発区	鄭州市
33		洛陽ハイテク産業開発区	洛陽市
34	湖 北	武漢東湖ハイテク産業開発区	武漢市
35		襄樊ハイテク産業開発区	襄樊市
36	湖 南	長沙ハイテク産業開発区	長沙市
37		株洲ハイテク産業開発区	株洲市
38		湘潭ハイテク産業開発区	湘潭市
39	広 東	広州ハイテク産業開発区	広州市
40		深センハイテク産業開発区	深セン市
41		中山タイマツハイテク産業開発区	中山市
42		佛山ハイテク産業開発区	佛山市
43		惠州仲恺ハイテク産業開発区	惠州市
44		珠海ハイテク産業開発区	珠海市
45	広 西	桂林ハイテク産業開発区	桂林市
46		南寧ハイテク産業開発区	南寧市
47	海 南	海口ハイテク産業開発区	海口市
48	重 慶	重慶ハイテク産業開発区	重慶市
49	四 川	成都ハイテク産業開発区	成都市
50		綿陽ハイテク産業開発区	綿陽市
51	貴 州	貴陽ハイテク産業開発区	貴陽市
52	雲 南	昆明ハイテク産業開発区	昆明市
53	陝 西	西安ハイテク産業開発区	西安市
54		宝鶏ハイテク産業開発区	宝鶏市
55		楊凌農業ハイテク産業モデル区	楊凌市
56	甘 粛	蘭州ハイテク産業開発区	蘭州市
57	新 疆	ウルムチハイテク産業開発区	ウルムチ市
58		吉昌ハイテク産業開発区	吉昌市

出典：中国タイマツハイテクセンターの資料（2010年12月）を基に技術経営創研が作成

5. 国家生態工業モデルパーク一覧

中国における国家生態工業モデルパークの建設についての模索は2000年から開始されたが、これは中国環境保護省の前身である環境保護総局の提唱によるものであった。

2007年、中国環境保護総局、中国商務省及び中国科学技術省が共同で「国家生態工業モデルパークの建設の展開についての通知」を發布し、それに基づいて、3省共同の「国家生態工業モデルパークの建設に関する指導チーム」が発足した。これにより、中国における国家生態工業モデルパークの建設が加速化されることになったと見られる。

生態工業パークの建設は、主として経済技術開発区、ハイテク産業開発区を基にグレードアップやリノベーションを図るもので、旧工業地区における産業技術の深刻な立ち後れ、明らかに非合理的な配置構成に対し、エコロジー化改造を行うことで技術の立ち後れや補完性の劣る産業を淘汰し、先進的技術を持ち、補完性の高い産業を増加するという意味合いを含んでいる。

以下に、2010年12月現在、認定されたまたは建設開始が許可された国家生態モデルパークの一覧を掲載する。

認定された国家生態工業モデルパーク一覧

No	所在地域	名 称	認定時期
1	天 津	天津経済技術開発区国家生態工業示範園区	2008 年 03 月 31 日
2	上 海	上海市莘庄工業区国家生態工業示範園区	2010 年 08 月 26 日
3	江 蘇	蘇州工業園区国家生態工業示範園区	2008 年 03 月 31 日
4		蘇州高新技術産業開発区国家生態工業示範園区	2008 年 03 月 31 日
5		無錫新区国家生態工業示範園区	2010 年 04 月 01 日
6		昆山経済技術開発区国家生態工業示範園区	2010 年 11 月 29 日
7		張家港保稅区暨揚子江国際化学工業園国家生態工業示範園区	2010 年 11 月 29 日
8		揚州経済技術開発区国家生態工業示範園区	2010 年 11 月 29 日
9	山 東	煙台経済技術開発区国家生態工業示範園区	2010 年 04 月 01 日
10		山東維坊濱海経済開発区国家生態工業示範園区	2010 年 04 月 01 日
11		日照経済技術開発区国家生態工業示範園区	2010 年 08 月 26 日

出典：中国環境保護省（2011 年 1 月）の資料を基に技術経営創研が整理

建設開始が許可された国家生態工業モデルパーク一覧

No	所在地域	名 称	許可時期
1	北 京	北京経済技術開発区国家生態工業示範園区	2009 年 01 月 07 日
2	天 津	天津新技術産業園区華苑産業区国家生態工業示範園区	2008 年 08 月 25 日
3	内モンゴル	包頭国家生態工業（铝(アルミニウム)業) 建設示範園区	2003 年 04 月 18 日
4		包頭鋼鉄国家生態工業示範園区	2005 年 12 月 08 日
5	遼 寧	抚顺鋁業集团国家生態工業建設示範園区	2004 年 04 月 26 日
6		大連経済技術開発区国家生態工業建設示範園区	2004 年 04 月 26 日
7	上 海	上海金橋出口加工区国家生態工業示範園区	2008 年 08 月 25 日
8		上海張江高新技術産業開発区国家生態工業示範園区	2010 年 04 月 01 日
9		上海化学工業区国家生態工業示範園区	2010 年 08 月 26 日
10		上海漕河泾新兴技術開發区	2010 年 09 月 20 日
11		上海閔行経済技術開發区	2010 年 11 月 04 日
12	江 蘇	南京経済技術開發区国家生態工業示範園区	2008 年 08 月 25 日

No	所在地域	名 称	許可時期
13	江 蘇	江蘇常州鐘樓經濟開發區	2010 年 09 月 20 日
14		南通經濟技術開發區	2010 年 12 月 25 日
15	浙 江	紹興袍江工業區國家生態工業示範園區	2006 年 12 月 04 日
16		蕭山經濟技術開發區國家生態工業示範園區	2009 年 01 月 07 日
17		寧波經濟技術開發區國家生態工業示範園區	2010 年 04 月 01 日
18		溫州經濟技術開發區國家生態工業示範園區	2010 年 08 月 26 日
19		寧波國家高新技術產業開發區	2010 年 12 月 25 日
20	安 徽	合肥高新技術產業開發區	2010 年 09 月 20 日
21	福 建	福州經濟技術開發區國家生態工業示範園區	2006 年 10 月 24 日
22	江 西	南昌高新技術產業開發區國家生態工業示範園區	2010 年 04 月 01 日
23	山 東	魯北國家生態工業建設示範園區	2003 年 11 月 18 日
24		山西安泰國家生態工業示範園區	2006 年 5 月 18 日
25		青島新天地工業園（静脉產業類）國家生態工業示範園區	2006 年 9 月 11 日
26		青島高新区市北新產業園國家生態工業示範園區	2007 年 05 月 16 日
27		東營經濟技術開發區	2010 年 12 月 25 日
28	河 南	鄭州市上街区國家生態工業示範園區	2005 年 04 月 21 日
29		鄭州經濟技術開發區	2010 年 11 月 04 日
30	安 徽	合肥經濟技術開發區	2010 年 11 月 04 日
31	湖 南	長沙黃興國家生態工業建設示範園區	2003 年 04 月 29 日
32		株洲高新技術產業開發區	2010 年 12 月 25 日
33	江 西	貴港國家生態工業（製糖）建設示範園區	2001 年 08 月 14 日
34	広 東	南海國家生態工業建設示範園區暨華南環保科技產業園	2001 年 11 月 29 日
35		広州開發區國家生態工業示範園區	2009 年 01 月 07 日
36	重 慶	重慶永川港橋工業園	2010 年 11 月 04 日
37	貴 州	貴陽市開陽磷煤化工國家生態工業示範基地	2004 年 11 月 29 日
38	雲 南	昆明高新技術產業開發區國家生態工業示範園區	2008 年 08 月 25 日
39	陝 西	西安高新技術產業開發區國家生態工業示範園區	2010 年 08 月 26 日

出典：中国環境保護部（2011 年 1 月）の資料を基に技術経営創研が整理

6. 国家大学サイエンスパーク一覧

1990 年以後、中国国務院などが「教育、科学技術、衛生に関わる改革を深化する意見」という通達を発し、豊富な大学リソースを活かした社会へのサービスを増進するための一連の政策を相次いで公表した。また、2001 年 3 月には中国科学技術部、教育部が専門家評価委員会を発足し、実験的に作られてきた 20 数カ所の大学サイエンスパークに対する評価会議が開催された。その結果、清華大学をはじめとする 22 の大学サイエンスパークが第 1 次国家級の大学サイエンスパークとして認定された。

国家大学サイエンスパークは、中国教育部や科学技術部が「国家大学サイエンスパークに関する管理試行規則」に沿って、イノベーションに関する、①地域環境の優劣、②経営リソースの有無、③技術移転の実績、④技術開発の実績、及び⑤地方政府の重視度といった観点から審査され、認定が行われる。

また、国家大学サイエンスパークは、前節で述べた国家ハイテク産業開発区と密接な関係にあり、大学発技術型ベンチャーの創出、自立、成長に必要な各種の行政サービスや創業資金のサポート、人材育成や経営支援、及び税制優遇などの環境を全般的に提供している。総じて、中国におけるいわゆる「校弁技術型企业」（日本でいう「大学発ベンチャー」に相当する企業が多い）は、大学サイエンスパークのこのような環境の下で、多様な課題に直面しながらも、更なる飛躍を目指している。

国家大学サイエンスパーク一覧

No	所在地	名 称	所属大学
1	北 京	北京大学国家大学科技园	北京大学
2		清华大学国家大学科技园	清华大学
3		北京航空航天大学国家大学科技园	北京航空航天大学
4		北京理工大学国家大学科技园	北京理工大学
5		北京邮电大学国家大学科技园	北京邮电大学
6		北京化工大学国家大学科技园	北京化工大学
7		北京师范大学—北京中医药大学国家大学科技园	北京师范大学、北京中医药大学
8		北京科技大学国家大学科技园	北京科技大学
9		北京工业大学国家大学科技园	北京工业大学
10		中国农业大学国家大学科技园	中国农业大学
11		华北电力大学国家大学科技园	华北电力大学
12		北京交通大学国家大学科技园	北京交通大学
13		中国人民大学国家大学科技园	中国人民大学
14		中国矿业大学（北京）国家大学科技园	中国矿业大学（北京）
15	天 津	天津大学国家大学科技园	天津大学
16		南开大学国家大学科技园	南开大学
17		河北工业大学国家大学科技园	河北工业大学
18	河 北	燕山大学国家大学科技园	燕山大学
19	山 西	山西中北大学国家大学科技园	山西中北大学
20	遼 寧	东北大学国家大学科技园	东北大学
21		沈阳工业大学国家大学科技园	沈阳工业大学
21		大连理工大学—七贤岭国家大学科技园	大连理工大学、大连海事大学、大连医科大学、大连水产学院、东北财经大学、中科院大连化学物理研究所
23		辽宁工程技术大学国家大学科技园	辽宁工程技术大学
24		辽宁科技大学国家大学科技园	辽宁科技大学
25	吉 林	吉林大学国家大学科技园	吉林大学
26	黒竜江	ハルビン工程大学国家大学科技园	黒竜江工程大学
27		ハルビン工业大学国家大学科技园	黒竜江工业大学
28		ハルビン理工大学国家大学科技园	ハルビン理工大学

No	所在地	名 称	所属大学
29	黒竜江	大慶石油学院国家大学科技园	大慶石油学院
30	上 海	復旦大学国家大学科技园	復旦大学
31		上海交通大学国家大学科技园	上海交通大学
32		同济大学国家大学科技园	同济大学
33		東華大学国家大学科技园	東華大学
34		上海大学国家大学科技园	上海大学
35		華東理工大学国家大学科技园	華東理工大学
36		華東師範大学国家大学科技园	華東師範大学
37		上海理工大学国家大学科技园	上海理工大学
38		上海財経大学国家大学科技园	上海財経大学
39		上海電力学院国家大学科技园	上海電力学院
40		上海工程技術大学国家大学科技园	上海工程技術大学
41	江 蘇	南京大学—鼓楼地域国家大学科技园	南京大学、河海大学、鼓楼区人民政府、中国薬科大学、南京師範大学、南京工業大学、南京郵電大学、南京医科大学、南京中医薬大学、南京工程学院
42		東南大学国家大学科技园	東南大学
43		蘇州納米技術国家大学科技园	蘇州工業パーク
44		南京理工大学国家大学科技园	南京理工大学
45		中国鋳業大学国家大学科技园	中国鋳業大学
46		江南大学国家大学科技园	江南大学
47		南京工業大学国家大学科技园	南京工業大学
48		常州市国家大学科技园	南京大学常州高新技術研究院等
49		蘇州大学国家大学科技园	蘇州大学
50		鎮江国家大学科技园	江蘇大学等
51		常熟常熟国家大学科技园	南京大学等 17 大学
52	浙 江	浙江大学国家大学科技园	浙江大学
53		浙江省国家大学科技园	浙江工業大学等
54		寧波市国家大学科技园	寧波軟件学院等
55		中国美術学院国家大学科技园	中国美術学院
56	安 徽	合肥国家大学科技园	中国科技大学、合肥工業大学、安徽大学
57	福 建	廈門大学国家大学科技园	廈門大学
58	江 西	南昌大学国家大学科技园	南昌大学

No	所在地	名 称	所属大学
59	山 東	山東大学国家大学科技园	山東大学
60		中国石油大学国家大学科技园	中国石油大学
61		青島大学国家大学科技园	青島大学
62	河 南	河南省国家大学科技园	鄭州大学、河南農業大学、河南工業大学、鄭州輕工業学院
63	湖 北	武漢東湖ハイテク開発区国家大学科技园	華中科技大学、武漢大学、華中農業大学、武漢理工大学、華中師範大学
64		華中科技大学国家大学科技园	華中科技大学
65		武漢大学国家大学科技园	武漢大学
66	湖 南	岳麓山国家大学科技园	中南大学、湖南大学、国防科技大学、長沙礦冶研究院、長沙礦山研究院、湖南師範大学、湖南中医薬研究院、長沙建機院
67		湖南大学国家大学科技园	湖南大学
68	広 東	華南理工大学国家大学科技园	華南理工大学
69		中山大学国家大学科技园	中山大学
70		深セン虛擬国家大学科技园	深セン高新区
71	重 慶	重慶大学国家大学科技园	重慶大学
72		重慶市北碚国家大学科技园	西南師範大学、西南農業大学、北碚区人民政府
73	四 川	四川大学国家大学科技园	四川大学
74		電子科技大学国家大学科技园	電子科技大学
75		西南科技大学国家大学科技园	西南科技大学
76		西南交通大学国家大学科技园	成都西南交通大学
77	雲 南	雲南省国家大学科技园	雲南大学、昆明理工大学、雲南師範大学、雲南農業大学、昆明医学院、雲南中医学院、大理学院、雲南財貿学院
78		昆明理工大学国家大学科技园	昆明理工大学
79	陝 西	西安交通大学国家大学科技园	西安交通大学
80		西北工業大学国家大学科技园	西北工業大学
81		西安電子科技大学国家大学科技园	西安電子科技大学
82		西北農林科技大学国家大学科技园	西北農林科技大学
83	甘 肅	蘭州大学国家大学科技园	蘭州大学
84		蘭州交通大学国家大学科技园	蘭州交通大学
85		蘭州理工大学国家大学科技园	蘭州理工大学
86	新 疆	新疆大学国家大学科技园	新疆大学

出典：中国タイマツハイテク産業開発センターの資料を基に技術経営創研が整理

7. 外資系企業が中国において 設立した R&D センター一覧

外資系企業と中国が共同で「産学研」連携を実施する過程で、多くの外資系企業が中国の「産学研」連携のメカニズムを活用し、長期的に中国市場での地位を確立しようと試みてきた。以下、2002年8月の時点で、多国籍企業が中国において設立した R&D センターを示した。最新データではないが、中国における国際的な「産学研」連携の一角を覗くことができよう。尚、近年においては、外資系企業が中国において設立する R&D センターの立地場所は、北京から上海へとシフトしている傾向にあると言われている。

外資系企業が中国において設立した R&D センター一覧

No	所在地区	R&D 機関	業 界	国別或いは地域
1	北 京	NovoNordisk 生物研究開発中心	バイオ医薬	デンマーク
2		Novozymes 中国研究中心	バイオ医薬	デンマーク
3		SAPG 北京軟件公司研發中心／SAP（中国）協同商務解決方案中心	IT	ドイツ
4		SIEMENS 移動通信先駆技術中心	IT	ドイツ
5		Schlumberger（中国）技術有限公司	光学機電一体化	フランス
6		SERVIER（北京）医薬研究開発有限公司	バイオ医薬	フランス
7		NOKIA（中国）研究中心	IT	フィンランド
8		LG 電子部門総合研究所	IT	韓国
9		SAMSUNG SDS 北京研究中心	IT	韓国
10		北京 SAMSUNG 通信技術研究有限公司	IT	韓国
11		Nortel Networks 北京研究開発中心	IT	カナダ
12		IBM 中国研究中心	IT	アメリカ
13		Peopletch（中国）研究開発中心	IT	アメリカ
14		SUM 中国工程研究院	IT	アメリカ
15		Agilent 科技軟件有限公司	IT	アメリカ
16		Agilent 科技有限公司	IT	アメリカ
17		北京 GE-CHINA 電器医療システム有限公司	バイオ医薬	アメリカ
18		北京 P & G 技術有限公司	精密化工	アメリカ
19		北京 Petrolor 儀器設備有限公司	石油探査	アメリカ
20		RAINBOW 中国研究開発中心	IT	アメリカ
21		Delphi Automotive Systems 技術研究所	自動車	アメリカ
22		QUALCOMM 北京 CDMA 中心	IT	アメリカ
23		Hewlett-Packard 中国実験室	IT	アメリカ
24		HONEYWELL 北京軟件開発中心	IT	アメリカ
25		Lucent 科技（中国）有限公司ベル実験室中国基礎研究院	IT	アメリカ
26		FourthShift 公司中国研究開発中心	IT	アメリカ
27		Microsoft 中国研究開発中心	IT	アメリカ
28		Microsoft 中国研究院	IT	アメリカ
29		Intel 中国研究中心	IT	アメリカ

No	所在地区	R&D 機関	業 界	国別或いは地域
30	北 京	JVC（北京）技術開発中心有限公司	IT	日本
31		SMC—清華大学気道技術中心	光学機電一体化	日本
32		北京島津分析中心	バイオ医薬	日本
33		北京三菱移動通信設備有限公司研究開発中心	IT	日本
34		北京索鴻電子有限公司	IT	日本
35		NEC—中科院軟件研究所有限公司	IT	日本
36		富士通研究開発中心有限公司	IT	日本
37		松下電器（中国）有限公司研究開発部	IT	日本
38		松下電器研究開発(中国)有限公司(略称 CMRD)	IT	日本
39		SonyEricsson 移動通信產品（中国）有限公司 北京研究開発中心	IT	日本
40		資生堂中国研究所（北京資生堂麗源化粧品有限公司）	精密化工	日本
41		東芝（中国）研究開発中心	IT	日本
42		Ericsson 移動多媒体開放実験室	IT	スウェーデン
43		北京 Amersham Pharmacia 生物技術中心	バイオ医薬	スウェーデン
44		北京 VIATECH 神州電子有限公司	IT	台湾
45		金宝—Kinpo 電子（北京）有限公司	IT	台湾
46		軟件—Softstar 科技（北京）有限公司	IT	台湾
47		ACER 電腦北京研究開発中心	IT	台湾
48		北京 REEBOK 科技發展中心	IT	イギリス
49		Motorola（中国）研究院	IT	アメリカ
50	上 海	上海 BASF 染料化工有限公司	精密化工	ドイツ
51		BAYER 上海聚合物研究開発中心	精密化工	ドイツ
52		上海 ALCATEL_SHELL 有限公司	IT	フランス
53		上海 Rhone-PoulencRover 有机硅有限公司	精密化工	フランス
54		IBM 軟件開發中心	IT	アメリカ
55		Sbell 実験室	IT	アメリカ
56		Delphi 汽車公司	自動車	アメリカ
57		Dupont 科技（上海）有限公司	精密化工	アメリカ
58		上海 Hewlett-Packard 軟件開發中心	IT	アメリカ
59		GeneralMotors 汽車—上海交大動力総成研究所	自動車	アメリカ
60		本田摩托車上海研究開発中心	自動車	日本

No	所在地区	R&D 機関	業 界	国別或いは地域
61	上 海	東芝（上海）有限公司	IT	日本
62		Ericsson 通迅軟件研究開発中心	IT	スウェーデン
63		Givaudan 集団	精密化工	スイス
64		Unilever 研究実験室	精密化工	イギリス
65	江 蘇	Philips 研究開発中心	IT	オランダ
66		Benq（蘇州）有限公司	IT	台湾
67		蘇州 Ambow 軟件有限公司	IT	アメリカ
68		聯合國南通農薬剤型開発中心	バイオ医薬	－
69	漸 江	NOKIA（中国）研究中心	IT	フィンランド
70	山 東	Agilent 科技青島研究開発中心	IT	アメリカ
71		青島帝科精細化学有限公司研究所	精密化工	日本
72	広 東	広東 NortelNetworks 研究開発中心	IT	カナダ
73		広州本田技術中心	自動車	日本
74		Oracle 深セン研究開発中心	IT	アメリカ
75		Compaq 深セン研究開発中心	IT	アメリカ
76		Lucent 科技深セン研究開発中心	IT	アメリカ
77		日本富士通深セン公司	IT	日本
78		香港 Vtech 集团公司	IT	香港
79	四 川	Alcatel 成都研究開発中心	IT	フランス
80	陝 西	Philips（西安）研究室	IT	オランダ
81		Hewlett-Packard 電子商務研究開発中心	IT	アメリカ
82		西安 NEC 無線通信設備有限公司	IT	日本

出典：中国科学技術部情報統計センター（2002 年）情報等を基に技術経営創研が整理

8. 国家産学研連携イノベーションモデル 基地一覧

中国産学研合作促進会による中国「産学研連携イノベーションモデル基地」の認定が、2008年10月の第1回、2009年10月の第2回、2010年11月の第3回目の認定式にて発表された。同モデル基地の認定に関しては、具体的には、国家中長期科学技術発展計画綱要を具現化するため、国家産業振興計画を巡り、企業を主体とし、産学研連携による国家技術イノベーション体系の構築を推進し、国家の自主的な科学技術イノベーション能力を向上させることを目的として、科学技術進歩法や科学技術成果転換促進法などに従って認定が行われた。

同モデル基地の認定に関して施行された「中国産学研連携イノベーションモデル基地の認定及び指導弁法（試行）」（2008年）によれば、同モデル基地となるための申請対象は、①開発区やパーク型、②リーダー企業（傑出企業）型、③「産学研」連合体やそれに関わるマッチングサービス型といった三つの類型に分類される。すなわち、同モデル基地は、新たな実体として基地が設立されるのではなく、既存のパークや企業等に対して認定を与えるものである。また、同モデル基地の申請に際しては、良好な産学研連携の環境を有し、かつ産学研連携活動での著しい実績を持ち、模範的な存在であることなどといった五つの条件を有しなければならない、と定められている。

産学官連携イノベーションモデル基地一覧

No	所在地域	名 称	所在地
1	北 京	中関村科技園区海淀園	北京市
2		清華大学サイエンスパーク	北京市
3		中国建築材料科学研究総院	北京市
4		神華集団有限責任公司	北京市
5		機械科学研究総院	北京市
6		北京理工大学国家大学科技园	北京市
7		北京国家新媒体産業基地	北京市
8		中関村国家自主创新示範区大興生物医薬産業基地	大興県
9		北京星光影視設備科技股フェン有限公司	北京市
10	天 津	天津滨海高新区	天津市
11	河 北	石家庄国家高新区	石家庄市
12		晶牛微晶集团公司	邢台市
13	内モンゴル	内蒙烏海市経済開発区	烏海市
14		包頭稀土産業技術創新戦略連盟	—
15	遼 寧	瀋陽鼓風機集団有限公司	瀋陽市
16	黒 竜 江	哈高科大豆食品有限責任公司	ハルビン市
17		ハルビン工程大学国家大学サイエンスパーク	ハルビン市
18		黒竜江国家乳業産業技術創新戦略連盟	—
19	上 海	上海市楊浦区	上海市
20		上海傑事傑新材料（集団）股フェン有限公司	上海市
21	江 蘇	南京理工大学サイエンスパーク	南京市
22		江蘇省江陰経済技術開発区	江陰市
23		江蘇省如皋経済開発区	如皋市
24		中国（無錫）微納と伝感網大学サイエンスパーク	無錫市
25		江蘇省無錫市惠山区	無錫市
26	浙 江	杭州経済技術開発区	杭州市
27	福 建	福州市城門敖峰闽榕茶工場	福州市
28	江 西	江西省新余市	新余市
29	山 東	中国石油大学サイエンスパーク	—
30		維坊高新区生物医薬科技産業園	潍坊市

No	所在地域	名 称	所在地
31	河 南	多氟多化工股フェン有限公司	－
32	湖 南	湘潭タイマツ創新創業園	湘潭市
33	広 東	深セン清華研究院	深セン市
34	貴 州	貴州航天高新技术産業園	貴州市
35		瓮福（集団）有限責任公司	－
36	雲 南	桂林国家高新区	桂林市
37	陝 西	西安阎良国家航空産業基地	西安市
38		陝西省榆林市	榆林市
39	寧 夏	寧夏林業研究所（有限公司）	－
40	新 疆	新疆科神農業装備科技開発有限公司	ウルムチ市

出典：中国産学研連携促進会（2010年12月）の情報を基に技術経営創研が整理

9. 国家認定企業技術センター一覧

2005年4月12日に、中国国家改革發展委員会、財政部、税関、国家税務総局が共同で「国家認定企業技術センター管理弁法」を公表した。その後、更に中国科学技術部を加えて、改正「国家認定企業技術センター管理弁法」が2007年4月17日に公表され同年5月20日に施行となった。

同管理弁法は、「国民經濟と社会の發展第11回5カ年計画の策定に関する建言について」（中国共産党中央委員会）と、「科学技術規画綱要を実施し、自主的なイノベーション能力の増強に関する決定」（共産党中央委員会、國務院）を具現化するために、企業を主体とし、市場のニーズを指向し、「産学研」連携による技術イノベーション体系の構築の中で、国家認定企業技術センターの重要な役割を十分に發揮し、国家認定企業技術センターの認定や評価を規範化し強化するため、既に施行されている「中国科学技術進步法」に従って制定されたものである。

また、同管理弁法は、企業技術センターの建設を推進し、企業の技術イノベーションと科学技術投入の主体的地位を確立するためのものである。また、国民經濟の中での主要産業において技術イノベーション能力が比較的強く、イノベーション業績が著しく、重要な模範的な役割を有する企業技術センターに対して国がこれを認定し、同時に相応の優遇政策を与えることを定めている。

これをもって、企業の自らのイノベーション能力の向上を奨励し牽引することが、企業技術センターに対する国家認定の目的であるとしている。

国家認定企業技術センター一覧

No	所在地域	名 称
1	北 京	聯想集团有限公司技術センター
2		北大方正集团有限公司技術センター
3		中地装備集団技術センター
4		北京北開電気股フェン有限公司技術センター
5		北人集团公司技術センター
6		首鋼総公司技術センター
7		中国遠洋運輸（集団）総公司技術センター
8		北京城建集団有限責任公司技術センター
9		北京燕京啤酒集团公司技術センター
10		中国石油天然気集团公司技術センター
11		中国石油天然気股フェン有限公司技術センター
12		中国電子信息産業集团公司技術センター
13		中国長城計算機集团公司技術センター
14		夏新電子股フェン有限公司技術センター
15		同方股フェン有限公司技術センター
16		中国鋁（ジュラルミン）業公司技術センター
17		中国鋁（ジュラルミン）業股フェン有限公司技術センター
18		北京和利時系統工程有限公司技術センター
19		北汽福田汽車股フェン有限公司技術センター
20		中国印刷造幣総公司技術センター
21		恒有源科技發展有限公司技術センター
22		中国石油化工股フェン有限公司技術センター
23		大唐電信科技股フェン有限公司技術センター
24		中国普天信息産業股フェン有限公司技術センター
25		普天首信通信設備工場（集団）技術センター
26		中国建築材料集团公司技術センター
27		北新建材（集団）有限公司技術センター
28		中牧実業股フェン有限公司技術センター
29		安泰科技股フェン有限公司技術センター
30		北京大北農科技集団股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
31	北 京	用友軟件股フェン有限公司技術センター
32		中国黄金集团公司技術センター
33		北京中科三環高技術股フェン有限公司技術センター
34		中国建築工程総公司技術センター
35		中国水利水電建設集团公司技術センター
36		北京金隅集団有限責任公司技術センター
37		北京四方繼保自動化股フェン有限公司技術センター
38		時代集团公司技術センター
39		北京江河幕壁股フェン有限公司技術センター
40		北京第一機床（旋盤）工場技術センター
41	天 津	天津鋼管集団股フェン有限公司技術センター
42		天津薬業集団有限公司技術センター
43		天津渤海化工集团公司技術センター
44		天津灯塔塗料有限公司技術センター
45		天津汽車工業（集団）有限公司技術センター
46		天津天士力集団技術センター
47		楽金電子（天津）電器有限公司技術センター
48		天津鼎盛工程機械有限公司技術センター
49		中法合営王朝葡萄酒有限公司技術センター
50		天津中新薬業集団股フェン有限公司技術センター
51		天津競象科技股フェン有限公司技術センター
52		天津力神電池股フェン有限公司技術センター
53		天津天計集団計表有限公司技術センター
54		天津港（集団）有限公司技術センター
55		大津天獅集団有限公司技術センター
56		中天仕名科技集団有限公司技術センター
57		天津天鉄冶金集団有限公司技術センター
58	河 北	保定天威集団有限公司技術センター
59		中国楽凱胶片（フィルム）集团公司技術センター
60		華北製薬集団有限責任公司技術センター
61		保定天鵞化纖（バルベット）集団有限公司技術センター
62		新興鑄管集団有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
63	河 北	中国耀華玻璃（ガラス）集团公司技術センター
64		風帆股フェン有限公司技術センター
65		唐山鋼鉄集団有限責任公司技術センター
66		石家庄常山紡績股フェン有限公司技術センター
67		中煤張家口煤鋳機械有限責任公司技術センター
68		中信戴卡輪穀製造股フェン有限公司技術センター
69		石薬集団有限公司技術センター
70		開灤（集団）有限責任公司技術センター
71		中鉄山橋集団有限公司技術センター
72		石家庄三鹿集団股フェン有限公司技術センター
73		宝豊電線有限公司技術センター
74		邯鄲鋼鉄集団有限責任公司技術センター
75		河北以峰医薬集団有限公司技術センター
76		唐山軌道客車有限責任公司技術センター
77		長城汽車股フェン有限公司技術センター
78		中国長城葡萄酒有限公司技術センター
79	山 西	太原鋼鉄（集団）有限公司技術センター
80		大同煤鋳集団有限責任公司技術センター
81		南風化工集団股フェン有限公司技術センター
82		榆次液圧有限公司技術センター
83		太原重型機械集団有限公司技術センター
84		山西潞安鋳業（集団）有限責任公司技術センター
85		中国北車集団永濟電機工場技術センター
86		中国北車集団大同電力機車有限責任公司技術センター
87		山西晋城禁煙煤鋳業集団有限責任公司技術センター
88		天背煤化工集団股フェン有限公司技術センター
89		山西焦煤集団有限責任公司技術センター
90		陽泉煤業（集団）有限責任公司技術センター
91		山西杏花村汾酒集団有限責任公司技術センター
92		経緯紡績機械股フェン有限公司技術センター
93		山西三維集団股フェン有限公司技術センター
94		山西業宝業業集団股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
95	山 西	山西省聞喜銀光鎂（マグネシウム）業（集団）有限責任公司技術センター
96	内モンゴル	包頭鋼鉄（集団）有限責任公司技術センター
97		億利資源集团公司技術センター
98		内蒙古鹿王羊絨（カシミア）有限公司技術センター
99		内蒙古遠興天然碱（アルカリ）股フェン有限公司技術センター
100		内蒙古鄂尔多斯羊絨（カシミア）（集団）有限責任公司技術センター
101		内蒙古北方重工業集団有限公司技術センター
102		内蒙古第一機械製造（集団）有限公司技術センター
103	遼 寧	東軟集団有限公司技術センター
104		瀋陽飛機工業（集団）有限公司技術センター
105		瀋陽機床（旋盤）股フェン有限公司技術センター
106		瀋陽鼓風機集団有限公司技術センター
107		遼寧銀珠化紡集団有限公司技術センター
108		遼寧華錦化エ（集団）有限責任公司技術センター
109		東北製薬総工場技術センター
110		鞍山鋼鉄集团公司技術センター
111		本溪鋼鉄（集団）有限責任公司技術センター
112		瀋陽黎明航空発動機（集団）有限責任公司技術センター
113		渤海船舶重工有限責任公司技術センター
114		瀋陽重型機械集団有限責任公司技術センター
115		瀋陽鉦山機械（集団）有限責任公司技術センター
116		遼寧曙光汽車集団股フェン有限公司技術センター
117		東北特殊鋼集団有限責任公司技術センター
118		瀋陽新松機器人自動化股フェン有限公司技術センター
119		瀋陽華晨金杯汽車有限公司技術センター
120		大連盛道集団有限公司技術センター
121		大連大表集団有限公司技術センター
122		瓦房店軸承（ベアリング）集団有限責任公司技術センター
123		大連船舶重工集団有限公司技術センター
124		中国華録集団有限公司技術センター
125		大連冰山集団有限公司技術センター
126		中国北車集団大連機車車両有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
127	遼 寧	大化集団有限責任公司技術センター
128		大連重エ・起重集団有限公司技術センター
129		大連機床（旋盤）集団有限責任公司技術センター
130		特変電工瀋陽変圧器集団有限公司技術センター
131	吉 林	吉林化纖集団有限責任公司技術センター
132		吉林敖東薬業集団股フェン有限公司技術センター
133		中鋼集団吉林鉄合金股フェン有限公司技術センター
134		中国第一汽車集団公司技術センター
135		長鈴集団有限公司技術センター
136		長春軌道客車股フェン有限公司技術センター
137		中鋼集団吉林炭素股フェン有限公司技術センター
138		吉林龍鼎電気股フェン有限公司技術センター
139		修正薬業集団股フェン有限公司技術センター
140		通化東宝薬業股フェン有限公司技術センター
141		吉林華微電子股フェン有限公司技術センター
142		通化万通薬業股フェン有限公司技術センター
143		吉林吉恩镍（ニッケル）業股フェン有限公司技術センター
144	黒 竜 江	中国第一重型機械集団公司技術センター
145		ハルピン航空工業（集団）有限公司技術センター
146		哈薬集団有限公司技術センター
147		ハルピン軸承（ベアリング）集団公司技術センター
148		ハルピン第一工具製造有限公司技術センター
149		ハルピン電駅設備集団公司技術センター
150		齊齊哈爾二機床（旋盤）（集団）有限責任公司技術センター
151		齊齊哈爾軌道交通裝備有限責任公司技術センター
152		東北輕合金有限責任公司技術センター
153		齊重数控裝備股フェン有限公司技術センター
154		ハルピン九州電気股フェン有限公司技術センター
155	上 海	上海貝爾阿爾卡特股フェン有限公司技術センター
156		上海広電（集団）有限公司技術センター
157		江南造船（集団）有限責任公司技術センター
158		上海港機重工有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
159	上 海	宝鋼集团有限公司技術センター
160		上海宝信軟件股フェン有限公司技術センター
161		上海貝峰股フェン有限公司技術センター
162		上海家化連合股フェン有限公司技術センター
163		上海氯碱（アルカリ）化工股フェン有限公司技術センター
164		沪東中華造船（集团）有限公司技術センター
165		沪東重機有限公司技術センター
166		上海通用機械（集团）公司技術センター
167		上海汽車集团股フェン有限公司技術センター
168		上海汽車变速器有限公司技術センター
169		上汽通用五菱汽車股フェン有限公司技術センター
170		上海電気集团印刷包装機械有限公司技術センター
171		上海日立電器有限公司技術センター
172		上海德尔福（デルファイ）汽車空調系統有限公司技術センター
173		中国石化上海石油化工股フェン有限公司技術センター
174		上海雷認上薬業有限公司技術センター
175		上海三菱電機有限公司技術センター
176		上海柴油機股フェン有限公司技術センター
177		上海自動化計表股フェン有限公司技術センター
178		双銭集团股フェン有限公司技術センター
179		上海煙草（集团）公司技術センター
180		上海和黄白猫有限公司技術センター
181		上海建エ（集团）総公司技術センター
182		光明乳業股フェン有限公司技術センター
183		華宝食用香精香料（上海）有限公司技術センター
184		上海外高橋造船有限公司技術センター
185		上海复星医薬（集团）股フェン有限公司技術センター
186		上海電器科学研究所（集团）有限公司技術センター
187		上海振華港口機械（集团）股フェン有限公司技術センター
188		上海三愛富新材料股フェン有限公司技術センター
189		上海建設路橋機械設備有限公司技術センター
190		上海重型機器工場有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
191	上 海	上海輸配電股フェン有限公司技術センター
192	江 蘇	春兰（集団）公司技術センター
193		无锡威孚高科技股フェン有限公司技術センター
194		揚子江薬業集団有限公司技術センター
195		江蘇双良集団有限公司技術センター
196		常林股フェン有限公司技術センター
197		大屯煤電（集団）有限責任公司技術センター
198		无锡小天鹅股フェン有限公司技術センター
199		中国石化計征化纖股フェン有限公司技術センター
200		江蘇陽光股フェン有限公司技術センター
201		宝胜集団有限公司技術センター
202		中国石化集団南京化学工業有限公司技術センター
203		徐州工程機械集団有限公司技術センター
204		法尔胜（ファステン）集団公司技術センター
205		江蘇恒瑞医薬股フェン有限公司技術センター
206		鎮江江奎集団有限公司技術センター
207		江陰興澄特殊鋼鉄有限公司技術センター
208		新科電子集団有限公司技術センター
209		江蘇新潮科技集団有限公司技術センター
210		南京南瑞集団公司技術センター
211		江蘇康縁薬業股フェン有限公司技術センター
212		江蘇雨潤食品産業集団有限公司技術センター
213		江蘇同大股フェン有限公司技術センター
214		南京汽車集団有限公司技術センター
215		江蘇沙鋼集団有限公司技術センター
216		江蘇双登集団有限公司技術センター
217		大全集団有限公司技術センター
218		亨通集団有限公司技術センター
219		江蘇常铝铝（アルミニウム）業股フェン有限公司技術センター
220		常柴股フェン有限公司技術センター
221		江蘇豪森薬業股フェン有限公司技術センター
222		江蘇揚農化工集団有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
223	江 蘇	江蘇白雪電器股フェン有限公司技術センター
224		无錫尚徳太陽能電力有限公司技術センター
225		中材科技股フェン有限公司技術センター
226		大亜科技集団有限公司技術センター
227		江蘇上上電線集団有限公司技術センター
228		江蘇林海動力機械集団公司技術センター
229		先声薬業有限公司技術センター
230	浙 江	東方通信股フェン有限公司技術センター
231		万向集団技術センター
232		杭州杭酸股フェン有限公司技術センター
233		巨化集団公司技術センター
234		西湖電子集団有限公司技術センター
235		杭州汽輪動力集団有限公司技術センター
236		浙江海正薬業股フェン有限公司技術センター
237		横店集団控股有限公司技術センター
238		浙江新和成股フェン有限公司技術センター
239		浙江升華拜克生物股フェン有限公司技術センター
240		万豊奥特控股集团技術センター
241		浙江亜太機電股フェン有限公司技術センター
242		浙江陽光集団股フェン有限公司技術センター
243		徳力西集団有限公司技術センター
244		浙江新安化工集団股フェン有限公司技術センター
245		杭州娃哈哈集団有限公司技術センター
246		浙江恒逸集団有限公司技術センター
247		中控科技集団有限公司技術センター
248		浙江吉利控股集团有限公司技術センター
249		菲达（パレスチナ民主連盟）集団有限公司技術センター
250		浙江銭江摩託股フェン有限公司技術センター
251		飛躍集団有限公司技術センター
252		浙江医薬股フェン有限公司技術センター
253		正泰集団股フェン有限公司技術センター
254		浙江禾欣実業集団股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
255	浙江省	浙江華海薬業股フェン有限公司技術センター
256		浙江康恩貝製薬股フェン有限公司技術センター
257		浙江美欣達印染集団股フェン有限公司技術センター
258		浙江東南網架股フェン有限公司技術センター
259		杭州前進齒車箱集団有限公司技術センター
260		万安集団有限公司技術センター
261		雅戈爾（YOUNGER）集団股フェン有限公司技術センター
262		寧波波導股フェン有限公司技術センター
263		寧波海天集団股フェン有限公司技術センター
264		寧波天邦股フェン有限公司技術センター
265		奧克斯（AUX）集団有限公司技術センター
266		寧波博威集団有限公司技術センター
267		寧波方大厨具有限公司技術センター
268	安徽省	合肥美菱股フェン有限公司技術センター
269		安徽叉車（フォークリフト）集団公司技術センター
270		中国揚子集団有限公司技術センター
271		合肥榮事達集団有限責任公司技術センター
272		安徽海螺集団有限責任公司技術センター
273		馬鞍山鋼鉄股フェン有限公司技術センター
274		奇瑞汽車股フェン有限公司技術センター
275		安徽国風集団有限公司技術センター
276		銅陵有色全属集団控股有限公司技術センター
277		安徽江淮汽車集団有限公司技術センター
278		安徽豊原生物化学股フェン有限公司技術センター
279		安徽省寧国中鼎股フェン有限公司技術センター
280		淮北鋁業（集団）有限責任公司技術センター
281		安徽科大信飛信息科技股フェン有限公司技術センター
282	福建省	福州天寧電気股フェン有限公司技術センター
283		福建南平南浮電池有限公司技術センター
284		福建龍浄環保股フェン有限公司技術センター
285		福建風竹集団有限公司技術センター
286		福耀玻璃（ガラス）工業集団股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
287	福 建	紫金鋁業集団股フェン有限公司技術センター
288		福建濤興拉链（ファスナー）科技股フェン有限公司技術センター
289		福建七匹狼集団有限公司技術センター
290		福建恒安集団有限公司技術センター
291		福建省南平鋁（アルミニウム）業有限公司技術センター
292		福建星網鋭敏通信股フェン有限公司技術センター
293		厦門厦工機械股フェン有限公司技術センター
294		厦門華僑電子股フェン有限公司技術センター
295		厦門涌泉集団有限公司技術センター
296		厦門翔鷺化纖股フェン有限公司技術センター
297		厦門鵠（タングステン）業股フェン有限公司技術センター
298		厦門金龍汽車集団股フェン有限公司技術センター
299		厦門通士達照明有限公司技術センター
300		厦門宏発電声有限公司技術センター
301		厦門三安電子有限公司技術センター
302	江 西	江西洪都航空工業集団有限責任公司技術センター
303		江西銅業集団公司技術センター
304		泰豪科技股フェン有限公司技術センター
305		新余鋼鉄有限責任公司技術センター
306		江西昌河航空工業有限公司技術センター
307		江鈴汽車股フェン有限公司技術センター
308		汇仁集団有限公司技術センター
309	山 東	済南二機床（旋盤）集団有限公司技術センター
310		浪潮集団有限公司技術センター
311		魯南製薬集団股フェン有限公司技術センター
312		済南輕騎摩托車（バイク）股フェン有限公司技術センター
313		煙台万華合成革集団有限公司技術センター
314		煙台東方電子信息产业集団有限公司技術センター
315		山東魯北企業集団総公司技術センター
316		山東滨州渤海活塞股フェン有限公司技術センター
317		山東朝鳴紙業集団股フェン有限公司技術センター
318		山東工程機械集団有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
319	山 東	済南一機床（旋盤）集团有限公司技術センター
320		済鋼集团有限公司技術センター
321		済南試金集团有限公司技術センター
322		中国重型汽車集团有限公司技術センター
323		山東新華医薬集团有限公司責任公司技術センター
324		充鋁集团有限公司技術センター
325		魯能泰山電線電器有限公司責任公司技術センター
326		山東如意科技集团有限公司技術センター
327		山東華冠股フェン有限公司技術センター
328		勝利石油管理局技術センター
329		三角集团有限公司技術センター
330		成山集团有限公司技術センター
331		山東海化集团有限公司技術センター
332		山東東阿阿糊（にかわ）股フェン有限公司技術センター
333		華泰集团有限公司技術センター
334		煙台張裕集团有限公司技術センター
335		天潤曲軸（クランクシャフト）股フェン有限公司技術センター
336		濰坊亜星集团有限公司技術センター
337		泰山玻璃（ガラス）纖維有限公司技術センター
338		泰山玻璃（ガラス）纖維邹城有限公司技術センター
339		山東時風（集団）有限公司責任公司技術センター
340		山東省魯洲食品集团有限公司技術センター
341		山東新華医療器械股フェン有限公司技術センター
342		煙台冷輪集团有限公司技術センター
343		山東達馳電気有限公司技術センター
344		齊魯製薬有限公司技術センター
345		威高集团有限公司技術センター
346		山東登海種業股フェン有限公司技術センター
347		菱花集团有限公司技術センター
348		濰柴動力股フェン有限公司技術センター
349		山東茂林集团有限公司技術センター
350		魯泰紡績股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
351	山 東	山東泉林紙業有限責任公司技術センター
352		山東中煙工業公司技術センター
353		山東金麟麟集団有限公司技術センター
354		威海広泰空港設備股フェン有限公司技術センター
355		福田雷沃国際重工股フェン有限公司技術センター
356		山東滨州亜光毛巾有限公司技術センター
357		山東緑叶製薬股フェン有限公司技術センター
358		新汶鉍業集団有限責任公司技術センター
359		東岳集団有限公司技術センター
360		万達集団股フェン有限公司技術センター
361		山東海龍股フェン有限公司技術センター
362		煙台氨纶（スパンデックス）集団有限公司技術センター
363		力諾集団股フェン有限公司技術センター
364		南山集団公司技術センター
365		山東新北洋信息技術股フェン有限公司技術センター
366		山東齊魯電機製造有限公司技術センター
367		中通客車控股股フェン有限公司技術センター
368		海尔集団公司技術センター
369		海信集団有限公司技術センター
370		双星集団有限責任公司技術センター
371		青島港（集団）有限公司技術センター
372		青島啤酒股フェン有限公司技術センター
373		青島澳柯瑪（AUCMA）股フェン有限公司技術センター
374		青島黄海橡膠（ゴム）股フェン有限公司技術センター
375		南車四方機車車両股フェン有限公司技術センター
376		青島即発集団控股有限公司技術センター
377		青島明月海藻集団有限公司技術センター
378		青島喜益門集団有限公司技術センター
379		青島高校軟控股フェン有限公司技術センター
380		青島漢線股フェン有限公司技術センター
381	河 南	中铝（ジュラルミン）洛陽銅業有限公司技術センター
382		中国洛陽浮法玻璃（ガラス）集団有限責任公司技術センター

No	所在地域	名 称
383	河 南	河南黄河実業集団股フェン有限公司技術センター
384		許継集団有限公司技術センター
385		中国神馬集団有限責任公司技術センター
386		河南新飛電器有限公司技術センター
387		平高集団有限公司技術センター
389		河南蓬花味精股フェン有限公司技術センター
390		平頂山煤業（集団）有限責任公司技術センター
391		中信重工機械股フェン有限公司技術センター
392		中国一拖集団有限公司技術センター
393		鄭州電線有限公司技術センター
394		洛陽 LYC 軸承有限公司技術センター
395		河南省漯河市双汇実業集団有限責任公司技術センター
396		河南安彩高科股フェン有限公司技術センター
397		鄭州寧通客車股フェン有限公司技術センター
398		鄭州三全食品股フェン有限公司技術センター
399		風神輪胎（タイヤ）股フェン有限公司技術センター
400		河南天冠企業集団有限公司技術センター
401		鄭州紡績機械股フェン有限公司技術センター
402		補仁薬業集団有限公司技術センター
403		中鋼集団洛陽耐火材料研究院技術センター
404		南陽防爆集団有限公司技術センター
405		河南省天方薬業集団公司技術センター
406		河南大用実業有限公司技術センター
407		河南羚銳集団技術センター
408		河南華晶超硬材料股フェン有限公司技術センター
409		安陽鋼鉄集団有限責任公司技術センター
410		金龍精密銅管集団股フェン有限公司技術センター
411		鄭州煤鋁機械集団有限責任公司技術センター
412		河南金丹乳酸有限公司技術センター
413		河南永達食業集団技術センター
414		濮陽濮耐高温材料（集団）股フェン有限公司技術センター
415		河南中南工業有限責任公司技術センター

No	所在地域	名 称
416	河 南	南陽二機石油装備（集団）有限公司技術センター
417	湖 北	沙隆達集团公司技術センター
418		武漢鋼鉄（集団）公司技術センター
419		武漢東湖高新集団股フェン有限公司技術センター
420		湖北京山輕工機械股フェン有限公司技術センター
421		大冶特殊鋼股フェン有限公司技術センター
422		武漢鍋炉股フェン有限公司技術センター
423		東風汽車公司技術センター
424		湖北美尔雅（MAILYARD）集団有限公司技術センター
425		紅挑開集団股フェン有限公司技術センター
426		武漢煙草（集団）有限公司技術センター
427		烽火通信科技股フェン有限公司技術センター
428		中国葛洲壩集団股フェン有限公司技術センター
429		国营武昌造船工場技術センター
430		武漢凱迪電力股フェン有限公司技術センター
431		天使酵母股フェン有限公司技術センター
432		中国三江航天工業集团公司技術センター
433		華工科技産業股フェン有限公司技術センター
434		湖北興發化工集団股フェン有限公司技術センター
435		航寧救生装備有限公司技術センター
436		武漢重型機床（旋盤）集団有限公司技術センター
437		長飛光線光線（光ファイバー・光ケーブル）有限公司技術センター
438		武漢船用機械有限責任公司技術センター
439		湖北宜化化工股フェン有限公司技術センター
440		大冶有色金属公司技術センター
441	湖 南	株洲硬質合金集団有限公司技術センター
442		湖南華開集团公司技術センター
443		株洲精錬集団股フェン有限公司技術センター
444		湖南中煙工業公司技術センター
445		中国南車集団株洲電力機車有限公司技術センター
446		三一重工股フェン有限公司技術センター
447		株洲時代新材料科技股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
448	湖 南	江南機器（集団）有限公司技術センター
449		長沙中連重工科技發展股フェン有限公司技術センター
450		湖南泰格林紙集団有限責任公司技術センター
451		湘潭電機股フェン有限公司技術センター
452		遠大空調有限公司技術センター
453		中国南方航空工業（集団）有限公司技術センター
454		中国南車集団株洲車両工場技術センター
455		益陽橡胶（ゴム）塑料機械集団有限公司技術センター
456		江麓機電科技有限公司技術センター
457	広 東	広東風華高新科技股フェン有限公司技術センター
458		美的集団有限公司技術センター
459		TCL 集団股フェン有限公司技術センター
460		汕実東方超声集団技術センター
461		広東仏陶集団股フェン有限公司技術センター
462		広東肇慶星湖生物科技股フェン有限公司技術センター
463		中山市凱達精細化工股フェン有限公司技術センター
464		広州開線電集団有限公司技術センター
465		海信科龍電器股フェン有限公司技術センター
466		惠州市德賽集団有限公司技術センター
467		広州珠江啤酒集団有限公司技術センター
468		金発科技股フェン有限公司技術センター
469		広州市華南橡胶轮胎（ゴムタイヤ）有限公司技術センター
470		広州鋼鉄企業集団有限公司技術センター
471		広東裕泰実業股フェン有限公司技術センター
472		広州万宝集団有限公司技術センター
473		広州広船国際股フェン有限公司技術センター
474		中国南方電網有限責任公司技術センター
475		広州溢達紡績有限公司技術センター
476		珠海格力電器股フェン有限公司技術センター
477		広州珠江鋼琴集団有限公司技術センター
478		広東中煙工業有限責任公司技術センター
479		広東科達機電股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
480	広 東	広東巨輪模具股フェン有限公司技術センター
481		広州市白雲電器集団有限公司技術センター
482		中国広東核電集団有限公司技術センター
483		深セン市中金峰南有色金属股フェン有限公司技術センター
484		華為技術有限公司技術センター
485		中興通信股フェン有限公司技術センター
486		深セン海王集団股フェン有限公司技術センター
487		康往集団股フェン有限公司技術センター
488		深セン華強集団有限公司技術センター
489		中国国際海運集装箱（集団）股フェン有限公司技術センター
490		深セン創維一 RGB 電子有限公司技術センター
491		深セン市航盛電子股フェン有限公司技術センター
492		深セン市大族激光科技股フェン有限公司技術センター
493		柳州欧維母機械股フェン有限公司技術センター
494	広 西	広西貴糖（集団）股フェン有限公司技術センター
495		広西玉柴機器股フェン有限公司技術センター
496		桂林三金薬業股フェン有限公司技術センター
497		広西柳工集団有限公司技術センター
498		桂林橡胶（ゴム）機械工場技術センター
499	海 南	海南全星薬業有限公司技術センター
500	重 慶	西南合成製薬股フェン有限公司技術センター
501		西南铝（ジュラルミン）業（集団）有限責任公司技術センター
502		長安汽車（集団）有限責任公司技術センター
503		中国四連計器計表集団有限公司技術センター
504		太極集団有限公司技術センター
505		重慶建設摩托車（バイク）股フェン有限公司技術センター
506		重慶鋼鉄（集団）有限責任公司技術センター
507		力帆実業（集団）股フェン有限公司技術センター
508		宗申産業集団有限公司技術センター
509		隆鑫工業有限公司技術センター
510		重慶歯車箱有限責任公司技術センター
511		重慶機床（旋盤）（集団）有限責任公司技術センター

No	所在地域	名 称
512	重 慶	重慶紫光化工股フェン有限公司技術センター
513		中電投遠達環保工程有限公司技術センター
514	四 川	四川華神集団股フェン有限公司技術センター
515		四川長蛇電子集団有限公司技術センター
516		川化集団有限責任公司技術センター
517		泸天化（集団）有限責任公司技術センター
518		攀枝花鋼鉄（集団）公司技術センター
519		四川九洲電器集団有限責任公司技術センター
520		中国東方電気集団公司技術センター
521		四川東材科技集団股フェン有限公司技術センター
522		中核建中核燃料元件公司技術センター
523		綿陽新晨動力機械有限公司技術センター
524		成都飛機工業（集団）有限責任公司技術センター
525		成都光明光電股フェン有限公司技術センター
526		四川龍蛇集団有限責任公司技術センター
527		成都康弘薬業集団技術センター
528		中国第二重型機械集団公司技術センター
529		宜賓天原集団股フェン有限公司技術センター
530		四川久大製塩有限責任公司技術センター
531		宜賓絹麗雅集団有限公司技術センター
532		南車集団眉山車両有限公司技術センター
533		通威股フェン有限公司技術センター
534		四川劍南春集団有限責任公司技術センター
535		新希望集団有限公司技術センター
536		中国嘉陵工業股フェン有限公司（集団）技術センター
537	貴 州	中国江南航天集団技術センター
538		貴州輪胎（タイヤ）股フェン有限公司技術センター
539		中国貴州電子集団有限公司技術センター
540		中国貴州航空工業（集団）有限責任公司技術センター
541		中国貴州茅台酒工場有限責任公司技術センター
542		甕福（集団）有限責任公司技術センター
543		貴州益百製薬股フェン有限公司技術センター

No	所在地域	名 称
544	貴 州	貴州開燐（集団）有限責任公司技術センター
545		貴州航天電器股フェン有限公司技術センター
546		遵義鈦（チタン）業股フェン有限公司技術センター
547		貴州黎陽航空発動機公司技術センター
548	雲 南	昆明船舶設備集団有限公司技術センター
549		紅塔煙草（集団）有限責任公司技術センター
550		雲南錫業集団有限責任公司技術センター
551		雲天化集団有限責任公司技術センター
552		紅雲煙草（集団）有限責任公司技術センター
553		雲南雲葉有限公司技術センター
554		雲南冶金集団総公司技術センター
555		雲南生物谷灯蓋花（カリーゴールド）薬業有限公司技術センター
556		雲南銅業（集団）有限公司技術センター
557		雲南慎虹薬業集団股フェン有限公司技術センター
558		奇正蔵薬集団技術センター
559	チベット	西藏諾迪康薬業股フェン有限公司技術センター
560	陝 西	金堆城鋁（モリブデン）業集団有限公司技術センター
561		西安飛機工業（集団）有限責任公司技術センター
562		慶安集団有限公司技術センター
563		陝西秦川機械発展股フェン有限公司技術センター
564		西安電力機械製造公司技術センター
565		西安陝鼓動力股フェン有限公司技術センター
566		中国際准工業集団有限公司技術センター
567		西安利君製薬有限責任公司技術センター
568		西安航空発動機（集団）有限公司技術センター
569		彩虹集团公司技術センター
570		宝鈦（チタン）集団有限公司技術センター
571		陝西汽車集団有限責任公司技術センター
572	甘 粛	蘭州電機有限責任公司技術センター
573		金川集団有限公司技術センター
574		天水星火機床（旋盤）有限責任公司技術センター
575		蘭州生物製品研究所

No	所在地域	名 称
576	甘 肅	酒泉鋼鉄（集団）有限責任公司技術センター
577		蘭州蘭石集団有限公司技術センター
578	青 海	西部鋁業股フェン有限公司技術センター
579	寧 夏	中色（寧夏）東方集団有限公司技術センター
580		西北軸承股フェン有限公司技術センター
581		寧夏銀星能源股フェン呉忠計表分公司技術センター
582		寧夏多維薬業有限公司技術センター
583		寧夏后元薬業有限公司技術センター
584		寧夏天地奔牛実業集団有限公司技術センター
585		寧夏共享集団有限責任公司技術センター
586	新 疆	特変電工股フェン有限公司技術センター
587		新疆天山水泥股フェン有限公司技術センター
588		新疆衆和股フェン有限公司技術センター
589		新疆金牛生物有限公司技術センター
590		中糧新疆屯河股フェン有限公司技術センター
591		新疆天業（集団）有限公司技術センター
592		新疆中基実業股フェン有限公司技術センター
593		中国彩綿（集団）股フェン有限公司技術センター

出典：中国国家發展改革委員会等の資料（2008 年）を基に技術経営創研が作成

10. 国家工程研究センター、 教育部工程研究センター一覧

国家工程研究センターは、中国「国家工程研究センター管理弁法」（中国国家發展改革委員会、2007 年）に沿って認定されるものである。また、「科学技術規画綱要の実施と自主的なイノベーション能力の増強に関する決定」（中国共産党中央委員会、国務院）を具現化するために、科学技術促進法や科学技術成果転換促進法等に従って設立されるもので、産業構造の調整や産業的なコア競争力の強化に繋がる大学、研究開発機関、企業が運営する研究開発機関である。尚、国家發展改革委員会が認定する工程研究センターは国家工程研究センターと称され、教育部が認定する工程研究センターは教育部工程研究センターと称される。

国家工程研究センターリスト

No	所在地域	名 称	所在大学等	分 野
1	北 京	先進鋼鉄材料技術国家工程研究センター（南方実験基地）	中連先進鋼鉄材料技術有限責任公司、上海大学、北京科技大学等	材料
2		工業鍋炉及民用煤清潔燃焼国家工程研究センター	清華大学	エネルギー
3		電子出版新技術国家工程研究センター	北京大学	IT
4		光盤系統及其応用技術国家工程研究センター	清華大学	IT
5		軟件工程国家工程研究センター	北京大学	IT
6		電子政務応用基礎設施国家工程研究センター	北京航空航天大学、中国電子技術標準化研究所	IT
7		高能軋制国家工程研究センター	北京科技大学	冶金
8		生物芯片国家工程研究センター（北京）	北京博奥生物芯片有限責任公司、清華大学	医薬医療
9	天 津	精留技術国家工程研究センター	天津大学	化工
10		農薬国家工程研究センター（天津）	南開大学	化工
11	遼 寧	計算機軟件国家工程研究センター	東北大学	IT
12		船舶製造国家工程研究センター	大連理工大学、渤海船舶重工有限責任公司等	製造業
13	黒竜江	城市水資源開発利用国家工程研究センター（北方）	ハルビン工業大学、北京市政工程设计研究総院等	環境資源
14	上 海	軽合金精密成型国家工程研究センター	上海交通大学	材料
15		納米技術及応用国家工程研究センター	上海交通大学、復旦大学、華東師範大学等	材料
16		組績工程国家工程研究センター	上海交通大学（上海第二医科大学）	バイオ農業
17		模具 CAD 国家工程研究センター	上海交通大学	製造業
18		城市汚染制御国家工程研究センター	同済大学	環境資源
19		火電機組振動国家工程研究センター	東南大学	エネルギー
20	江 蘇	水資源高能利用与工程安全国家工程研究センター	河海大学	環境資源
21		煤鉍瓦斯治理国家工程研究センター	淮南鉍業(集团)有限責任公司、中国鉍業大学	環境資源

No	所在地域	名 称	所在大学等	分 野
22	浙 江	電力電子応用技術国家工程研究センター	浙江大学	IT
23		工業自動化国家工程研究センター	浙江大学	製造業
24	安 徽	発酵技術国家工程研究センター	安徽豊原発酵技術 工程研究有限公司、 天津大学、江南大 学	軽工業
25	福 建	化肥催化剂国家工程研究センター	福州大学	バイオ農業
26	江 西	中薬固体制剤製造技術国家工程研究センター	江西中医学院、江 西本草天工科技有 限責任公司	医薬医療
27	河 南	橡塑模具国家工程研究センター	鄭州大学	材料
28	湖 北	微生物農薬国家工程研究センター	華中農業大学、湖 北沙隆達集団	バイオ農業
29		激光加工国家工程研究センター	華中科技大学	製造業
30		製造装備デジタル国家工程研究センター	華中科技大学、武 漢重型機床股フェ ン有限公司等	製造業
31	湖 南	粉末冶金国家工程研究センター	中南大学	材料
32		人類干細胞国家工程研究センター	中南大学、中信惠 霖干細胞工程有限 公司	バイオ農業
33	広 東	重合物新型成型装備国家工程研究センター	華南理工大学	材料
34		超細粉末国家工程研究センター	華東理工大学	材料
35		南海海洋生物技術国家工程研究センター	広東中大南海海洋 生物技術工程セン ター有限公司、中 山大学	バイオ農業
36		基因工程薬物国家工程研究センター	暨南大学	バイオ農業
37		造紙与汚染制御国家工程研究センター	華南理工大学	環境資源
38	重 慶	超声医療国家工程研究センター	重慶医科大学、重慶 海扶技術有限公司	医薬医療
39	雲 南	農業生物多様性応用技術国家工程研究センター	雲南農業大学	バイオ農業
40		固体廃棄物資源化国家工程研究センター	昆明理工大学	環境資源
41	陝 西	流体機械及圧縮機国家工程研究センター	西安交通大学	製造業

出典：国家發展改革委員会の情報（2005 年）を基に技術経営創研が整理

教育部工程研究センターリスト

No	所在地域	名 称	所在大学	分 野
1	北 京	金属電子信息材料教育部工程研究センター	北京科技大学	材料
2		超重力教育部工程研究センター	北京化工大学	化工紡績
3		資源薬物教育部工程研究センター	北京師範大学	バイオ医薬
4		中薬製薬与新薬開発教育部工程研究センター	北京中医薬大学	バイオ医薬
5		園林環境教育部工程研究センター	北京林業大学	現代農業
6		玉米育種教育部工程研究センター	中国農業大学	現代農業
7		数字社区教育部工程研究センター	北京工業大学	IT
8		信息網絡教育部工程研究センター	北京郵電大学	IT
9		計算機網絡技術教育部工程研究センター	清華大学	IT
10		地理信息系統軟件及其応用教育部工程研究センター	中国地質大学	IT
11		数据库与商務智能教育部工程研究センター	中国人民大学	IT
12	天 津	形状記憶材料教育部工程研究センター	天津大学	材料
13	遼 寧	模塑建材製品教育部工程研究センター	大連理工大学	材料
14		材料先進制備技術教育部工程研究センター	東北大学	材料
15		稀土永磁応用教育部工程研究センター	瀋陽工業大学	材料
16	吉 林	特種工程塑料教育部工程研究センター	吉林大学	材料
17		農業基因工程教育部工程研究センター	東北師範大学	バイオ医薬
18	上 海	先進塗料教育部工程研究センター	復旦大学	材料
19		医用生物材料教育部工程研究センター	華東理工大学	材料
20		数字化紡績服装技術教育部工程研究センター	東華大学	化工紡績
21		太陽能発電及制冷教育部工程研究センター	上海交通大学	エネルギー・交通
22		土木信息技術教育部工程研究センター	同済大学	IT
23	江 蘇	智能交通運輸系統教育部工程研究センター	東南大学	エネルギー・交通
24		水利水電工程安全教育部工程研究センター	河海大学	エネルギー・交通
25		功能食品教育部工程研究センター	江南大学	現代農業
26	浙 江	膜与水处理技術教育部工程研究センター	浙江大学	環境資源
27	安 徽	電能質量教育部工程研究センター	安徽大学	エネルギー・交通

No	所在地域	名 称	所在大学	分 野
28	安 徽	光伏系統教育部工程研究センター	合肥工業大学	エネルギー・交通
29	江 西	発光材料与器件教育部工程研究センター	南昌大学	材料
30	山 東	油气加工新技術教育部工程研究センター	中国石油大学	エネルギー・交通
31	湖 北	敏感陶磁教育部工程研究センター	華中科技大学	材料
32		有機硅化合物及材料教育部工程研究センター	武漢大学	材料
33		港口物流技術与裝備教育部工程研究センター	武漢理工大学	エネルギー・交通
34		油菜教育部工程研究センター	華中農業大学	現代農業
35	湖 南	輸变电新技術教育部工程研究センター	湖南大学	エネルギー・交通
36		铝合金（ジュラルミン）強流変技術与裝備教育部工程研究センター	中南大学	材料
37		化工過程模擬与優化教育部工程研究センター	湘潭大学	化工
38	広 東	基因組藥物教育部工程研究センター	暨南大学	バイオ医薬
39		南海海洋生物技術教育部工程研究センター	中山大学	バイオ医薬
40		食品教育部工程研究センター	中山大学	バイオ医薬
41		現代中成藥教育部工程研究センター	広州中医薬大学	バイオ医薬
42	四 川	現代交通管理系統教育部工程研究センター	四川大学	エネルギー・交通
43	陝 西	生態水泥教育部工程研究センター	西安建築科技大学	材料
44		快速成型製造技術教育部工程研究センター	西安交通大学	製造業
45	甘 肅	中子応用技術教育部工程研究センター	兰州大学	その他

出典：中国教育部の情報（2005 年）を基に技術経営創研が整理

11. 国家工程技術研究センター一覧

国家工程技術研究センターは、中国科学技術発展計画の重要な構成要素であり、研究開発の条件整備や能力育成にも関わる重要な内容である。同センターは「イノベーション、産業化」という方針の下で、科学技術と経済の結合についての方法等を探索し、科学技術成果の産業化への誘導を強化し、技術の産業化を促進するものである。また、同センターは企業の規模的な生産ニーズに応じて、産業化の成果を関連の業界へ波及させるよう推進し、新興産業の形成や伝統産業のグレードアップを促進する役割を担っている。さらに、同センターは科学技術体制の改革を促進し、一流のエンジニア人材を育成し、一流の工程管理や実験条件を研究し、研究開発、技術イノベーション及び産業化基地を形成する目的も持っている。

国家工程技術研究センター一覧

No.	所在地域	名 称	所在機構
1	北 京	国家計算機集成製造系統工程技術研究センター	清華大学
2		国家専用集成電路設計工程技術研究センター	中国科学院自動化研究所
3		国家数据通信工程技術研究センター	兴唐通信科技股フェン有限公司
4		国家固体激光工程技術研究センター	中国電子科技集团公司第十一研究所
5		国家有色金属複合材料工程技術研究センター	北京有色金属研究総院
6		国家磁性材料工程技術研究センター	北鈹磁材科技股フェン有限公司
7		国家纖維増強模塑料工程術研究センター	北京玻璃鋼研究設計院
8		国家通用工程塑料工程技術研究センター	北京市化学工業研究院
9		国家合成纖維工程技術研究センター	中国紡績科学研究所
10		国家特種泵閥（ポンプ弁）工程技術研究センター	中国航天科技集团公司第十一研究所（京）
11		国家水煤漿工程技術研究センター	煤炭科学研究総院
12		国家新能源工程技術研究センター	北京市太陽能研究所
13		国家服装設計与加工工程技術研究センター	中国服装集团公司
14		国家野菜工程技術研究センター	北京市農林科学院野菜研究センター
15		国家昌平総合農業工程技術研究センター	中国農業科学院
16		国家併行計算機工程技術研究センター	中科院計算技術研究所 江南計算技術研究所
17		国家建築工程技術研究センター	中国建築科学研究所
18		国家工業建築診断与改造工程技術研究センター	中冶集团建築研究総院
19		国家工業制御機及系統工程技術研究センター	中国航天科技集团公司五院五〇二研究所
20		国家同位素工程技術研究センター	中国原子能科学研究所
21		国家金属鈹産資源综合利用工程技術研究センター（北京、長沙）	長沙鈹冶研究院 北京鈹冶研究総院
22		国家住宅与居住環境工程技術研究センター	中国建築設計研究院
23		国家城市環境汚染制御工程技術研究センター	北京市環境保護科学研究所
24		国家医用加速器工程技術研究センター	北京医療器械研究所

No.	所在地域	名 称	所在機構
25	北 京	国家新薬開発工程技術研究センター	中国医学科学院薬物研究所
26		国家非晶微晶合金工程技術研究センター	鋼鉄研究総院
27		国家生化工程技術研究センター	南京工業大学 華東理工大学 中科院过程工程研究所 深セン国家生化工程技術開発センター
28		国家肉類加工工程技術研究センター	中国肉類食品総合研究センター
29		国家企業信息化応用支持軟件工程技術研究センター	清華大学、華中科技大学
30		国家高性能計算機工程技術研究センター	中科院計算技術研究所 曙光天演信息技術有限公司
31		国家遥感応用工程技術研究センター	中国科学院遥感応用研究所
32		国家節水灌溉工程技術研究センター（北京、楊凌、新疆）	中国水利水電科学研究所 中国灌排公司 西北農林科技大学 新疆天業（集团）有限公司 新疆農墾科学院 石河子大学
33		国家玻璃深加工工程技術研究開発センター	中国建築材料科学研究所
34		国家智能交通系統工程技術研究センター	交通部公路科学研究所
35		国家淡水漁業工程技術研究センター（北京、武漢）	北京市水産科学研究所 中国科学院水生生物研究所
36		国家鉄路智能運輸工程技術研究センター	鉄道科学研究所
37		国家飼料工程技術研究センター	中国農業大学 中国農業科学院飼料研究所
38		国家信息安全工程技術研究センター	江南計算技術研究所
39		国家農業信息化工程技術研究センター	北京市農林科学院
40		国家乳牛胚胎工程技術研究センター	北京市三元集团有限公司
41		国家花き工程技術研究センター	北京林業大学
42		国家超精密機床工程技術研究センター	北京市機床研究所
43	天 津	国家給水排水工程技術研究センター	中国市政工程華北設計研究院

No.	所在地域	名 称	所在機構
44	天 津	国家工業水処理工程技術研究センター	天津化工研究設計院
45		国家消防工程技術研究センター	公安部天津消防科学研究所
46		国家農産品保鮮工程技術研究センター	天津市農業科学院
47		国家生物防護裝備工程技術研究センター	解放軍軍事医学科学院
48	河北	国家現代地質勘查工程技術研究センター	国土資源部地球物理地球化学勘查研究所
49		国家半干ばつ農業工程技術研究センター	河北省農林科学院
50		国家感光材料工程技術研究センター	中国樂凱胶片集团公司
51	内モンゴル	国家カシミア製品工程技術研究センター	内蒙古鄂尔多斯カシミア集团有限責任公司
52	遼寧	国家冶金自動化工程技術研究センター	冶金自動化研究設計院
53		国家催化工程技術研究センター	中国科学院 大連化学物理研究所
54		国家中成薬工程技術研究センター	遼寧華源本溪三薬有限公司
55		国家電駅燃焼工程技術研究センター	東北電力集团公司
56		国家金属腐食制御工程技術研究センター	中国科学院金属研究所
57		国家数字化医学影像設備工程技術研究センター	東軟集团有限公司
58		国家真空計器装置工程技術研究センター	中国科学院 瀋陽科学計器研制センター有限公司
59		国家稀土永磁電機工程技術研究センター	瀋陽工業大学
60	吉林	国家碳纖維工程技術研究センター	北京化工大学 中国石油天然気股フェン有限公司吉林分公司
61		国家玉米工程技術研究センター（吉林、山東）	吉林省農業科学院、萊州市農業科学院
62	黒竜江	国家乳業工程技術研究センター	黒竜江省乳品工業技術開発センター 黒竜江乳業集团
63		国家樹脂基複合材料工程技術研究センター	ハルピン玻璃鋼研究所
64		国家大豆工程技術研究センター	黒竜江省 大豆技術開発研究センター 黒竜江省農科院大豆所 東北農業大学 吉林省農科院大豆所
65	上 海	国家平板顯示工程技術研究センター	中国電子科技集团公司 第五十五研究所

No.	所在地域	名 称	所在機構
66	上 海	国家金属薄膜功能材料工程技術研究センター	中科院上海冶金研究所
67		国家中薬製薬工程技術研究センター	上海中薬製薬技術有限公司
68		国家家禽工程技術研究センター	上海市新楊家禽育種センター
69		国家染整工程技術研究センター	東華大学
70		国家磁浮交通工程技術研究センター	上海磁気浮交通発展有限公司
71		国家光刻設備工程技術研究センター	上海微電子裝備有限公司
72	江 蘇	国家専用集成电路系統工程技術研究センター	東南大学
73		国家電力自動化工程技術研究センター	国家電力公司電力自動化研究院
74		国家非金属鈦深加工工程技術研究センター	蘇州非金属鈦工業設計研究院
75		国家道路交通管理工程技術研究センター	公安部交通管理科学研究所
76		国家玻璃纖維及製品工程技術研究センター	南京玻璃纖維研究設計院
77		国家林産化学工程技術研究センター	中国林業科学研究院 林産化学工業研究所
78		国家移動衛星通信工程技術研究センター	熊貓電子集团有限公司
79		国家特種超細粉体工程技術研究センター	南京理工大学
80		国家塗料工程技術研究センター	中国化工建設総公司 常州塗料化工研究院
81	浙 江	国家液体分離膜工程技術研究センター	国家海洋局杭州水处理技術研究開発センター
82		国家光学計器工程技術研究センター	浙江大学
83		国家消耗オゾン層物質替代品工程技術研究センター	浙江省化工研究院
84		国家電液制御工程技術研究センター	浙江大学
85		国家氟（フッ素）材料工程技術研究センター	巨化集团公司
86	安 徽	国家特種顯示工程技術研究センター	芜湖電真空研究所
87		国家金属鈦山固体废物处理与処置工程技術研究センター	馬鞍山鈦山研究院
88		国家压力容器与管道安全工程技術研究センター	合肥通用機械研究所
89		国家節能環保汽車工程技術研究センター	安徽奇瑞汽車有限公司
90	江 西	国家日用及建築陶磁器工程技術研究センター	景德鎮陶磁器学院

No.	所在地域	名 称	所在機構
91	山 東	国家海洋薬物工程技術研究センター	中国海洋大学、青島華海製薬工場
92		国家花生工程技術研究センター	山東省花生研究所
93	河 南	国家反応注射成型工程技術研究センター	黎明化工研究院
94		国家非金属鉱資源総合利用工程技術研究センター	中国地質科学院 鄭州鉱産総合利用研究所
95		国家数字交換系統工程技術研究センター	解放軍信息工程大学
96		国家超硬材料及製品工程技術研究センター	鄭州磨料磨具磨削研究所
97		国家小麦工程技術研究センター	河南農業大学
98		国家铝（アルミニウム）冶煉工程技術研究センター	中国铝（アルミニウム）業股フエン有限公司鄭州研究院
99	湖 北	国家多媒体軟件工程技術研究センター	武汉大学
100		国家家畜工程技術研究センター	華中農業大学、湖北省農科院
101		国家衛星定位系統工程技術研究センター	武漢市工程科学技術研究院 武汉大学 中国地震局地震研究所 中国科学院測量与地球物理研究所
102		国家数控系統工程技術研究センター	華中科技大学
103		国家油菜工程技術研究センター	華中農業大学 中国農業科学院油料作物研究所
104		国家防偽工程技術研究センター	華中科技大学
105	湖 南	国家雜交水稻工程技術研究センター	湖南省農業科学院
106		国家高能磨削工程技術研究センター	湖南大学
107		国家金属採鉱工程技術研究センター	長沙鉱山研究院
108	広 東	国家医療保健器具工程技術研究センター	広東省医療器械研究所
109		国家钛（チタン）及稀有金属粉末冶金工程技術研究センター	広州有色金属研究院
110		国家シミュレーション制御工程技術研究センター	亜模科技股フエン有限公司
111		国家中薬現代化工程技術研究センター	麗珠医薬集団股フエン有限公司 広州中医薬大学
112		国家新型電子元器件工程技術研究センター	広東風華高科技集団有限公司

No.	所在地域	名 称	所在機構
113	広 東	国家農業機械工程技術研究センター	中国農業機械化科学研究院 広東省農業機械研究所
114		国家干細胞工程技術研究センター	中国医学科学院血液学研究所
115		国家医用診断計器工程技術研究センター	深セン迈瑞生物医療電子股フェン有限公司
116	広 西	国家特種鋇物材料工程技術研究センター	桂林鋇産地質研究院
117	海 南	国家非績造材料工程技術研究センター	海南欣竜无纺股フェン有限公司
118	重 慶	国家計表功能材料工程技術研究センター	重慶計表材料研究所
119		国家燃気汽車工程技術研究センター	重慶汽車研究所
120	四 川	国家有機硅工程技術研究センター	中藍晨光化工研究院
121		国家受力結構工程塑料工程技術研究センター	中藍晨光化工研究院
122		国家礫一化学工程技術研究センター	西南化工研究設計院
123		国家天然薬物工程技術研究センター	中科院成都生物所、成都地奥製薬集団
124		国家精密工具工程技術研究センター	成都工具研究所
125		国家生物医学材料工程技術研究センター	四川大学
126		国家煙気脱硫工程技術研究センター	中国工程物理研究院 環保工程研究センター 四川大学
127	貴 州	国家複合改性重合物材料工程技術研究センター	貴州省材料技術創新基地
128	雲 南	国家貴金属材料工程技術研究センター	昆明貴金属研究所
129	陝 西	国家楊凌農業総合試験工程技術研究センター	楊凌農業高新技術産業示範区管委會
130		楊凌農業生物技術育種センター	西北農林科技大学
131		国家数据広播工程技術研究センター	西安通視数据有限責任公司 西安交通大学
132		国家微検測工程技術研究センター	西北大学 陝西西北大基因股フェン有限公司
133	寧 夏	国家經濟技術種苗快繁工程技術研究センター	寧夏林業研究所（有限公司）
134		国家钽（タンタル）、铌（ニオブウム）特種金属材料工程技術研究センター	寧夏東方有色金属集団有限公司

No.	所在地域	名 称	所在機構
135	新 疆	国家綿花工程技術研究センター	新疆農業科学院、新疆農墾科学院
136		国家瓜類工程技術研究センター	新疆西域種業股フエン有限公司
137		国家風力發電工程技術研究センター	新疆金風科技股フエン有限公司

出典：中国科学技術部の資料（2007 年）を基に技術経営創研が整理

12. 産業技術イノベーション戦略連盟 パイロット事業一覧

2008年12月30日、中国科学技術部、財政部、教育部、国務院国資委、中華全国総工会、国家開発銀行の6機関等が共同で「産業技術イノベーション戦略連盟の構築の推進に関する指導意見」という通達を発した。これは中国「国家中長期科学技術発展規画綱要」を具体的に実施し、企業を主体とし、市場のニーズを指向し、「産学研」連携による技術イノベーション体系の構築を加速化し、産業のコア競争力の向上を加速化させるためのものである。同指導意見は産業技術イノベーション戦略連盟の概念、重要意義、基本的考え方、基本原則、及び戦略連盟の主要任務、創設に必要な基本条件と同戦略連盟のパイロット事業等について明確な意見や要求を示している。

その後、中国科学技術部は中国「国家中長期科学技術発展規画綱要」、国務院「科学技術の役割を十分に発揮し、経済の安定的な発展を促進する通達」を具現化し、企業を主体とし、市場のニーズを指向し、「産学研」連携による技術イノベーション体系の構築を加速化し、経済構造の調整や産業グレードの向上を促進し、産業のコア競争力の向上やイノベーションの牽引を実現するために、前述した「産業技術イノベーション戦略連盟の構築の推進に関する指導意見」と、「国家技術イノベーション工程総体实施方案」、「国家科学技術計画が支持する産業技術イノベーション戦略連盟の暫定規定」等の通達に基づいて、「産業技術イノベーション戦略連盟の構築と発展に関する実施弁法」を策定し、これを公表した。

更に、2010年2月、中国科学技術部は「産業技術イノベーション戦略連盟の構築」に関する36のパイロット事業を選定し、公表した。また、各地方や業界においても、多様な産業技術イノベーション戦略連盟が構築されている。以下に、中国科学技術部が選定した36の産業技術イノベーション戦略連盟パイロット事業一覧を示す。

産業技術イノベーション戦略連盟パイロット事業一覧

No	名 称
1	鋼鉄可循環流程技術イノベーション戦略連盟
2	新一代煤（能源）化工産業技術イノベーション戦略連盟
3	煤炭開発利用技術創新イノベーション連盟
4	農業装備産業技術イノベーション戦略連盟
5	TD 産業技術イノベーション戦略連盟
6	数値機床高速精密化技術イノベーション戦略連盟
7	汽車軽量化技術イノベーション戦略連盟
8	抗生薬産業技術イノベーション戦略連盟
9	維生薬産業技術イノベーション戦略連盟
10	半導体照明産業技術イノベーション戦略連盟
11	長風開放標準プラットフォーム軟件連盟
12	高能節能鋁（アルミニウム）電解技術イノベーション戦略連盟
13	大豆加工産業技術イノベーション戦略連盟
14	WAPI 産業技術イノベーション戦略連盟
15	閃連産業技術イノベーション戦略連盟
16	光線接入（FTTx）産業技術イノベーション戦略連盟
17	有色金属钨（タングステン）及硬質合金技術イノベーション戦略連盟
18	化繊産業技術イノベーション戦略連盟
19	存貯産業技術イノベーション戦略連盟
20	開源及基礎軟件通用技術イノベーション戦略連盟
21	多晶硅産業技術イノベーション戦略連盟
22	農薬産業技術イノベーション戦略連盟
23	染料産業技術イノベーション戦略連盟
24	新一代紡績設備産業技術イノベーション戦略連盟
25	太陽能光熱産業技術イノベーション戦略連盟
26	商用汽車工程機械新能源動力系統産業技術イノベーション戦略連盟
27	茶産業技術イノベーション戦略連盟
28	雑交水稻産業技術イノベーション戦略連盟
29	木竹産業技術イノベーション戦略連盟
30	柑橘加工産業技術イノベーション戦略連盟

No	名 称
31	油菜加工産業技術イノベーション戦略連盟
32	緩控釈肥産業技術イノベーション戦略連盟
33	畜禽良種産業技術イノベーション戦略連盟
34	飼料産業技術イノベーション戦略連盟
35	肉類加工産業技術イノベーション戦略連盟
36	乳業産業技術イノベーション戦略連盟

出典：中国科学技術部政策法規司の資料（2010 年）を基に技術経営創研が整理

あ と が き

本報告書は、独立行政法人科学技術振興機構中国総合研究センターが平成 22 年度に株式会社技術経営創研に委託した「中国における産学研連携推進に関する施策、制度の現状と動向」の成果をまとめたものである。

・企画・総括：

単 谷	中国総合研究センター	フェロー兼主査
秦 舟	中国総合研究センター	フェロー
趙 晋平	中国総合研究センター	フェロー

・委託先担当機関：

株式会社技術経営創研

「平成 23 年版 中国の産学研連携の現状と動向」

独立行政法人 科学技術振興機構 イノベーション推進本部 研究開発戦略センター
中国総合研究センター

平成 24 年 3 月

〒 102-0076 東京都千代田区 5 番町 7 K's 五番町 10F
Tel : 03-5214-7556
Fax : 03-5214-7385
[http : //www.spc.jst.go.jp/](http://www.spc.jst.go.jp/)

平成 24 年 3 月 Copy right © 2012 JST/CRC

許可なく複写・複製することを禁じます。
引用を行う際は、必ず出典を記述願います。

